付　　録

（付録－1）

提出書類一覧　　（用紙サイズ：Aサイズとする）

保　管　：●印　設計担当課、◆印　設計・監督担当課、－印　その他の所属、空欄　監督担当課

決　裁　：機器（電気設備の既設盤機能増設は除く。）に関するものは設計担当課。その他は監督担当課。

	提出書類名	部数	様式	提出先	提出期限	保管
1	現場代理人及び主任技術者 又は監理技術者設置通知書	3 部	様式-1	契約監理課	契約時	●
2	主任技術者・監理技術者経歴書	3 部	様式-2	契約監理課	契約時	●
3	監理技術者資格者証貼付用紙	3 部	様式-3	契約監理課	契約時	●
4	下請負人届（当初）	4 部	様式-4	契約監理課	契約時	●
5	下請負人届（変更）	4 部	様式-4	契約監理課	変更したとき	●
6	下請負人届（最終）	4 部	様式-4	契約監理課	速やかに	●
7	建設業退職金共済制度 「掛金収納書」貼付用紙	1 部	様式-5	契約監理課 監督担当課（写）	契約締結後１ヶ月以内	●
8	公共工事前払金交付申請書	1 部	様式-6	契約監理課	契約締結後１ヶ月以内	●
9	火災保険等証券（写）	1 部	－	設計担当課	契約締結後速やかに 部分払いを請求するとき	●
10	工事着手届	3 部	様式-7	設計担当課	契約締結後速やかに	●
11	工事工程表（当初・第　回）	3 部	様式-7	設計担当課	契約締結後14日以内	●
12	工事内訳明細書	3 部	様式-8	設計担当課	契約締結後14日以内	●
13	工事カルテ受領書(当初)（写）	1 部	所定の様式による	設計担当課	登録要件が発生した日から 10日以内	●
14	工事カルテ受領書(変更)（写）	1 部	所定の様式による	設計担当課	登録要件が発生した日から 10日以内	●
15	工事カルテ受領書(最終)（写）	1 部	所定の様式による	設計担当課	登録要件が発生した日から 10日以内	●
16	工事部分払請求書兼工事出来高 内訳書（第　回）	3 部	様式-9	設計担当課	部分払を請求するとき	●
17	出来高写真帳	1 部	－	設計担当課	部分払を請求するとき	●
18	工場検査試験成績書	2 部	－	設計担当課	部分払を請求するとき	●
19	工事変更内訳明細書 （請負金額変更）	3 部	様式-10	監督担当課	変更契約を行ったとき	●
20	機器製造会社届 （実績表・アフターサービス表）	3 部	様式-11	設計担当課	製造会社を選定したとき速やかに	●
21	承諾図書（機器）	3 部	様式-12	設計担当課	特記仕様書に定める期間内	●
22	承諾図書（施工）	2 部	様式-12	監督担当課	特記仕様書に定める期間内	
23	仕様変更申請書	2 部	様式-13	機器：設計担当課 施工：監督担当課	仕様の変更の必要が生じたとき速やかに	◆
24	社内（工場）検査通知書	2 部	様式-14	設計担当課	検査実施日の14日前まで	●
25	社内（工場）検査要領書	2 部	－	設計担当課	事前に	●
26	社内（工場）検査報告書	2 部	様式-15	設計担当課	検査終了後直ちに	●
27	社内（現場）検査報告書	2 部	様式-16	監督担当課	検査終了後直ちに	
28	仮設物設置許可申請書	2 部	様式-17	監督担当課	仮設物を設置する14日前まで	
29	機器・材料搬入簿	2 部	様式-18	監督担当課	機器及び資材搬入時	
30	工事用電力使用願書	2 部	様式-19	監督担当課	電力の支給を受ける14日前まで	
31	施工体制台帳	2 部	様式-20	監督担当課	下請負契約後速やかに	
32	施工計画書（全体計画）	3 部	作成要領による	監督担当課	契約締結後速やかに	
33	施工計画書（機器製作）	3 部	作成要領による	設計担当課	全体計画提出後速やかに	●
34	施工計画書（現場施工）	2 部	作成要領による	監督担当課	現場施工着手１ヶ月前までに	
35	工期変更申請書	1 部	様式-21	監督担当課	工期の変更の必要が生じたとき速やかに	
36	時間外作業届	3 部	様式-22	監督担当課	作業当日まで	
37	再生資源利用計画書	3 部	所定の様式による	監督担当課	速やかに	－
38	再生資源利用実施書	3 部	所定の様式による	監督担当課	再資源化等完了後速やかに	－
39	法13条に基づく書面 （甲・乙）	1 部	所定の様式による	監督担当課	速やかに	－
40	搬出伝票（写）	1 部	所定の様式による	監督担当課	搬出後速やかに	
41	廃棄物管理票（写） （マニュフェスト）	1 部	所定の様式による	監督担当課	搬出後速やかに	
42	有価物発生調書兼引渡書	2 部	様式-23	監督担当課	有価物引渡し時まで	
43	工事打合簿（機器）	3 部	様式-24	設計担当課	打合せの都度	●
44	工事打合簿（施工）	2 部	様式-24	監督担当課	打合せの都度	
45	官公庁提出書類	必要部数	所定の様式による	監督担当課	法令に定める期間内	
46	指定検査機関による 試験成績書・検査合格書	1 部	所定の様式による	監督担当課	受領後直ちに	
47	工事日報	1 部	様式-25	監督担当課	監督員の指示した日及び工事完成届と同時に	
48	中間前金払認定請求書 兼中間前金払認定調書	3 部	様式-26	監督担当課	中間前金払を請求するとき	●
49	工事履行報告書	2 部	様式-27	監督担当課	翌月５日まで又は監督員の指示した日	
50	事故発生報告書	2 部	様式-28	監督担当課	事故発生後速やかに	
51	損害発生通知書	2 部	様式-29	監督担当課	損害発生後速やかに	
52	工事完成届	3 部	様式-7	監督担当課	工事完成後直ちに	●
53	工事記録写真帳	1 部	作成要領による	監督担当課	監督員の指示した日及び工事完成届と同時に	
54	完成図書	3 部	作成要領による	監督担当課	監督員の指示した日及び工事完成届と同時に	
55	運転指導書	監督員の指示	－	監督担当課	完成検査合格日から14日以内	
56	マイクロフィルム （電子媒体を含む。）	1 部	作成要領による	監督担当課	監督員の指示した日	－
57	展開接続図	3 部	－	監督担当課	監督員の指示した日	
58	建設資材廃棄物引渡完了報告書	各1部	所定の様式による	環境局事業系廃棄物対策室 監督担当課	産業廃棄物処分業者へ引渡してから１５日以内	

様式－1

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者 設置通知書　（当初・変更）

工事名 （契約番号　　　　－　　　）	
工事場所	
契約締結日 平成　　年　　月　　日	完成期限 平成　　年　　月　　日
請　負　代　金　額 （入札書[見積書]記載金額×1．05）	十億　　百万　　千　　円
現場代理人（職）氏名	（変更する場合はその理由　　　　　　　　　）
※ □主任技術者 □監理技術者（職）氏名 ・現場代理人と兼務することは可能です。 ・監理技術者資格者証の交付を受けた者を選任するときは、別紙に資格者証のコピー等を貼付してください。	（共同企業体の場合は所属会社名　　　　　　） （変更する場合はその理由　　　　　　　　　） ※（□本工事専任・□他の工事と兼任（工事名：　　　　　））

上記のとおり現場代理人等を選任しましたので通知します。
なお、上記主任技術者又は監理技術者は建設業法第７条第２号※［□イ □ロ □ハ］、第１５条第２号※［□イ □ロ □ハ］該当の資格を有するもの、又は第２７条の１８第１項により資格者証の交付を受けたものであり、かつ過去５年以内に監理技術者講習を修了した者であることに相違ありません。

平成　　年　　月　　日

神　戸　市　長　あて

請負人
所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者又は受注者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

※印は該当する方の□に✓を各１つのみ入れてください。（裏面及び建設業法参照）　神戸市行財政局財政部契約監理課(H24.4)

※現場代理人及び監理技術者等の変更は原則認められません。

様式－2

主任技術者・監理技術者 経歴書　（当初・変更）

ふりがな 氏　名		明・大・昭　　年　　月　　日生
現住所		

学歴・職歴・免許

最終学歴		明・大・昭・平　　年　　月　　日　卒業・中退
法令等による免許		明・大・昭・平　　年　　月　　日　取得
職　歴		自　・　至　・
		自　・　至　・
		自　・　至　・

工　事　経　歴

発注者	工　事　名	請負金額	期　間
			自　・　至　・
			自　・　至　・
			自　・　至　・
			自　・　至　・
			自　・　至　・
			自　・　至　・
			自　・　至　・

上記のとおり相違ありません。
平成　　年　　月　　日

主任技術者
監理技術者　　氏　名

※本人が記入してください。　神戸市行財政局財政部契約監理課（H24.4）
※提出時に施工中の工事がある場合、当該工事を必ず記入して下さい。

様式－3

「監理技術者資格者証」等貼付用紙　（当初・変更）

平成　　年　　月　　日

神　戸　市　長　あて

請　負　人
（又は現場代理人）

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者又は
受 注 者 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現場代理人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本工事の監理技術者を建設業法第 26 条第 5 項により次のとおりお届けします。

工事名 （契約番号　　　－　　　）	契約締結日 平成　　年　　月　　日 完成期限 平成　　年　　月　　日
監理技術者氏名	

①「監理技術者資格者証」貼付位置

②「監理技術者講習修了証」貼付位置

神戸市行財政局財政部契約監理課(H24.4)

様式－4

平成　　年　　月　　日

下請負人届（当初・変更・最終）

神　戸　市　長　あて

請負人
（又は現場代理人）

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号または名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者又は
受任者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

現場代理人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

本工事の下請負人を神戸市工事請負契約約款第7条の規定により次のとおりお届けします。

工　事　名	（年度・契約番号　　－　　）				
請 負 金 額	円	契約締結日	平成　年　月　日	完成期限	平成　年　月　日

1. 下請負人の有無（いずれかに○をつけること）
　本工事につき、下請負人を[使用する（使用した）・使用する予定であるが未定・使用予定なし・使用しなかった]
2. 1. で「使用する」「使用した」に○をつけた場合の下請負人の状況

①

	1 次下請負人	2 次下請負人	3 次下請負人
会　社　名			
建 設 業 許 可	大臣・知事 第　　号 （特定・一般）	大臣・知事 第　　号 （特定・一般）	大臣・知事 第　　号 （特定・一般）
本 社 所 在 地			
市 内 ・ 市 外	神戸市内・神戸市外	神戸市内・神戸市外	神戸市内・神戸市外
主任技術者名			
工 事 内 容			
工　　期	平成　年　月　日 ～平成　年　月　日	平成　年　月　日 ～平成　年　月　日	平成　年　月　日 ～平成　年　月　日
工 事 金 額	円		

②

	1 次下請負人	2 次下請負人	3 次下請負人
会　社　名			
建 設 業 許 可	大臣・知事 第　　号 （特定・一般）	大臣・知事 第　　号 （特定・一般）	大臣・知事 第　　号 （特定・一般）
本 社 所 在 地			
市 内 ・ 市 外	神戸市内・神戸市外	神戸市内・神戸市外	神戸市内・神戸市外
主任技術者名			
工 事 内 容			
工　　期	平成　年　月　日 ～平成　年　月　日	平成　年　月　日 ～平成　年　月　日	平成　年　月　日 ～平成　年　月　日
工 事 金 額	円		

③

	1 次下請負人	2 次下請負人	3 次下請負人
会　社　名			
建 設 業 許 可	大臣・知事 第　　号 （特定・一般）	大臣・知事 第　　号 （特定・一般）	大臣・知事 第　　号 （特定・一般）
本 社 所 在 地			
市 内 ・ 市 外	神戸市内・神戸市外	神戸市内・神戸市外	神戸市内・神戸市外
主任技術者名			
工 事 内 容			
工　　期	平成　年　月　日 ～平成　年　月　日	平成　年　月　日 ～平成　年　月　日	平成　年　月　日 ～平成　年　月　日
工 事 金 額	円		

(H24.4版)

様式－５

建設業退職金共済制度
「掛金収納書」貼付用紙

工事契約番号	－
工事請負金額	￥

「掛金収納書」貼付位置
（契約者が発注者へ）

証紙を購入しない場合の理由書
1　自社内で独自の共済制度があり、建退共対象の作業員を雇用しない。
2　そ　の　他

請負人　所　在　地＿＿＿＿＿＿
商号又は名称＿＿＿＿＿＿
代表者又は
受任者名＿＿＿＿＿＿印

1　本書は、契約後１ヶ月以内に、建設業退職金共済制度の証紙を購入した際に金融機関の発行する「掛金収納書」（契約者が発注者へ）を貼付して、行財政局財政部契約監理課に提出してください。
2　証紙を購入しない場合は、証紙購入をしない理由を、上記に記入のうえ提出してください。
（H24.4）

様式－６

公共工事前払金交付申請書

平成　年　月　日

神　戸　市　長　あて

申請者　住　所
氏　名
㊞

下記公共工事請負契約に対する前払金を交付してくださるよう、別紙の保証契約証書正・写各１通を添えて申請します。

記

契約番号	－
工事名	
契約年月日	平成　年　月　日
完成期限	平成　年　月　日 但し予算繰越(決議)の上は平成　年　月　日
請負代金額	
前払金額	
前払保証期限	平成　年　月　日

様式－7

□ 工事着手届
□ 工事完成届
□ 工事工程表（当初・第　回）

神戸市長様

提出年月日	年　月　日						
請負人 住所 氏名	㊞						
工事名							
工事場所							
着手（予定）年月日							
完了（予定）年月日							
月日 ＼ 工種区分							

（注）1　工事完成届の場合は，着手年月日，工事工程表の記入は不要。
2　工事工程表の工程は，工種区分ごとに実線で表すこと。

様式－8

工事内訳明細書

神戸市長様

提出年月日	年　月　日				
請負人 住所 氏名	㊞				
工事名					
工種 / 種別 / 名称	品質寸法	数量	単価	金額	摘要
				円	

様式－９

工事部分払請求書兼工事出来高内訳書（第　回）

提出年月日	・　・	検査員職氏名	㊞
請負人 住所 氏名	㊞		
工事名			

工種 種別 名称	内訳			出来高	
	数量	単価	金額	数量	金額
			円		円

（注）　出来高欄については，検査員が認定作成すること。

様式－１０

工事変更内訳明細書

神戸市長様

提出年月日	平成　年　月　日
請負人 住所 氏名	印
工事名	

当初				変更		比較増△減		
工種 種別 名称	数量	単価	金額	数量	金額	数量	金額	摘要
			円		円		円	

（注）単価欄については、協議により認定された単価によること。

様式－１１

機器製造会社届

平成　　年　　月　　日

神戸市建設局
総括監督員　　あて

請　負　人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
現場代理人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

工　事　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	機器名称	製造会社名	備　考

様式－１２

承　諾　図　書

工　事　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

請　負　人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	図面名称	提出日			備　考
		第1回	第2回	第3回	

様式－14

社内（工場）検査通知書

平成　　年　　月　　日

神戸市建設局
総括監督員 あて

請負人 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 印
現場代理人 ＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の機器について社内（工場）検査を実施しますので、通知いたします。

番号	検査機器名	検査場所	年月日	監督員の立会い（有・無）

※ 監督員の立会いの有無については、本市にて記入する。

様式－13

仕様変更申請書

平成　　年　　月　　日

神戸市建設局
総括監督員 あて

請負人 ＿＿＿＿＿＿＿＿
現場代理人 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

工事名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

機器名	変更項目		変更理由	設計変更の要否※	摘要
	変更前仕様	変更後仕様			

承諾する　平成　　年　　月　　日	神戸市建設局 総括監督員 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

※「設計変更の要否」の欄については本市が記入する。

様式－１５

社内（工場）検査報告書

平成　　年　　月　　日

神戸市建設局
総括監督員　あて

請　負　人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現場代理人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

工　事　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり社内(工場)検査を実施したので報告します。

番号	検　査　機　器　名	検査実施 年 月 日	番号	検　査　機　器　名	検査実施 年 月 日

※ 検査結果の詳細は、別紙社内検査試験成績表を添付します。

様式－１６

社内（現場）検査報告書

平成　　年　　月　　日

神戸市建設局
総括監督員　あて

請　負　人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現場代理人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

工　事　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり社内(現場)検査を実施したので報告します。

番号	検　査　対　象	検査実施 年 月 日	番号	検　査　対　象	検査実施 年 月 日

※ 検査結果の詳細は、別紙社内検査試験成績表を添付します。

様式－17

仮　設　物　設　置　許　可　申　請　書

平成　　年　　月　　日

神戸市建設局
○○水環境センター長 あて

請　負　人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現場代理人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

下記物件の設置を許可くださるよう申請します。

工　事　名	
仮　設　物　名	（外形図は別紙添付）
数　量	
期　間	平成　　年　　月　　日 から 平成　　年　　月　　日 まで
設　置　場　所	添付位置図のとおり
適　用	

仮　設　物　設　置　許　可　書

上記の申請にかかる仮設物の設置につき、下記の条件により許可する。

1．有効期間　平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日
2．使用条件
・申請者は、仮設物を上記工事目的以外で使用してはいけない。
・本市の都合により、許可を取消すことができる。その場合、申請者に損失が生じても市はその補償をしない。
・仮設期間を延長する場合は、期間満了の２週間前までに申請書を提出しなければならない。
・本許可書を許可する仮設物の見やすい場所に掲示しなければならない。

平成　　年　　月　　日

神　戸　市　建　設　局
○○水環境センター長

様式－18

機器・材料搬入簿　（No.　　）

平成　　年　　月　　日

工　事　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

請　負　人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番　号	機　器　・　材　料　名	請負人確認項目		監　督　員　確　認　項　目				備　考
		数　量	要　項	数　量	要　項	外　観	合格書 試験成績書	

様式－１９

平成　　年　　月　　日

工　事　用　電　力　使　用　願　書

神戸市建設局
〇〇水環境センター長 あて

請　負　人

現場代理人　氏名　　　　　　　　　　　　　　印

工　事　名			
使 用 場 所		使 用 期 間	
責　任　者		連　絡　先	

(*)

承諾欄

1. 主電源の取り出し箇所には必ず名称板（請負人、責任者名記入）および本使用願書を取り付けること。
2. 主開閉器には必ず漏電しゃ断器を使用し感電事故を防止すること。
3. AC100V は、15A までとし漏電しゃ断器付コンセントを使用すること。
4. 請負人は使用承諾を受けた部分および共用部分の電気設備について、電気主任技術者の保安に関する指示に従うこと。
5. 本市の都合により使用願書の内容を一部変更して承諾することがある。

受　付　印	承　諾　印	整　理　番　号
		第　　　　号

注 1. (*)は本市にて記入する。
注 2. 100V 機械器具をコンセントから使用する場合は、単線結線図は記入しなくてもよい。

単　線　結　線　図

100V 機械器具一覧表（本市コンセントに接続するもの）

No.	機械器具名称	定　格	No.	機械器具名称	定　格
1		A(　　kw)	6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

様式－２０

平成　　年　　月　　日

（工事監督担当課長）様

〇〇建設株式会社

現場代理人

〇〇 〇〇　　印

施工体制台帳

工事名

〇　〇　〇　〇　工事

様式－20の1

施工体制台帳様式（**標準例**）　　　　平成　　年　月　日

施工体制台帳

〔会社名〕＿＿＿＿＿＿＿＿

〔事業所名〕＿＿＿＿＿＿＿＿

	許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
建設業の許可	工事業	大臣 特定 / 知事 一般　第　号	平成　年　月　日
	工事業	大臣 特定 / 知事 一般　第　号	平成　年　月　日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住　所	〒		
工　期	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日	契約日	平成　年　月　日

	区分	名　称	住　所
契　約営業所	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無 [1]	健康保険		厚生年金保険		雇用保険
		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称 [2]	健康保険 [3]	厚生年金保険 [4]	雇用保険 [5]
		元請契約				
		下請契約				

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	

監督員名		権限及び意見申出方法	
現　場代理人名		権限及び意見申出方法	
監　理技術者名	専任 非専任	資格内容	
専　門技術者名		専　門技術者名	
資 格 内 容		資 格 内 容	
担当工事内容		担当工事内容	

（記入要領）　1．上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。

2．監理技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに〇印をつけること。

3．専任技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）

4．監理技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。①資格を証するものの写し②自社従業員である証明書類の写し（従業員証、健康保険証など）

（健康保険等の加入状況について）

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。
2. 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※2～5については元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載。

様式－20の3

施工体系図（提示例）

施 工 体 系 図

発 注 者 名	
工 事 名 称	

工 期	自 年 月 日
	至 年 月 日

元 請 名	
監 督 員 名	
監理技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

会 長	総括安全衛生責任者

副 会 長	

元方安全衛生管理者

書 記

工事	工事	工事	工事
会 社 名	会 社 名	会 社 名	会 社 名
安全衛生責任者	安全衛生責任者	安全衛生責任者	安全衛生責任者
主 任 技 術 者	主 任 技 術 者	主 任 技 術 者	主 任 技 術 者
専 門 技 術 者	専 門 技 術 者	専 門 技 術 者	専 門 技 術 者
担当工事内容	担当工事内容	担当工事内容	担当工事内容
工 期 年 月 日～ 年 月 日	工 期 年 月 日～ 年 月 日	工 期 年 月 日～ 年 月 日	工 期 年 月 日～ 年 月 日

工事	工事	工事	工事
会 社 名	会 社 名	会 社 名	会 社 名
安全衛生責任者	安全衛生責任者	安全衛生責任者	安全衛生責任者
主 任 技 術 者	主 任 技 術 者	主 任 技 術 者	主 任 技 術 者
専 門 技 術 者	専 門 技 術 者	専 門 技 術 者	専 門 技 術 者
担当工事内容	担当工事内容	担当工事内容	担当工事内容
工 期 年 月 日～ 年 月 日	工 期 年 月 日～ 年 月 日	工 期 年 月 日～ 年 月 日	工 期 年 月 日～ 年 月 日

工事	工事	工事	工事
会 社 名	会 社 名	会 社 名	会 社 名
安全衛生責任者	安全衛生責任者	安全衛生責任者	安全衛生責任者
主 任 技 術 者	主 任 技 術 者	主 任 技 術 者	主 任 技 術 者
専 門 技 術 者	専 門 技 術 者	専 門 技 術 者	専 門 技 術 者
担当工事内容	担当工事内容	担当工事内容	担当工事内容
工 期 年 月 日～ 年 月 日	工 期 年 月 日～ 年 月 日	工 期 年 月 日～ 年 月 日	工 期 年 月 日～ 年 月 日

工事	工事	工事	工事
会 社 名	会 社 名	会 社 名	会 社 名
安全衛生責任者	安全衛生責任者	安全衛生責任者	安全衛生責任者
主 任 技 術 者	主 任 技 術 者	主 任 技 術 者	主 任 技 術 者
専 門 技 術 者	専 門 技 術 者	専 門 技 術 者	専 門 技 術 者
担当工事内容	担当工事内容	担当工事内容	担当工事内容
工 期 年 月 日～ 年 月 日	工 期 年 月 日～ 年 月 日	工 期 年 月 日～ 年 月 日	工 期 年 月 日～ 年 月 日

様式－20の2

≪下請負人に関する事項≫

会社名		代表者名	
住 所 電話番号	〒 （TEL − − ）		
工事名称及び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の許可	許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無 [1]	健康保険	厚生年金保険		雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称 [2]	健康保険 [3]	厚生年金保険 [4]	雇用保険 [5]

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

※〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕

1 主任技術者の配属状況について［ 専任・非専任 ］のいずれかに○印を付すること。

2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。
（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

3 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する。）
①経験年数による場合
1）大学卒〔指定学科〕3年以上の実務経験
2）高校卒〔指定学科〕5年以上の実務経験
3）その他 10年以上の実務経験
②資格等による場合
1）建設業法「技術検定」

（健康保険等の加入状況について）

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称について記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
※2～5については、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加。

様式－２１

平成　年　月　日

神戸市建設局
総 括 監 督 員 あて

請負人
現場代理人　　　　　　印

工期変更申請書（第　回）

工　事　名

工事契約日　　　平成　　年　　月　　日

完 成 期 限　　　平成　　年　　月　　日

上記工事の工期を下記の事由により　　日間延期・短縮を申請します。

記

（注）理由は具体的に記入するとともに、必要とする変更日数の算出する根拠、変更工程表その他必要な資料を添付すること。

様式－２２

時　間　外　作　業　届

平成　　年　　月　　日

神戸市建設局
総括監督員　あて

請　負　人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現場代理人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

予定月日・時間	月　　　日　　　　　～
作　業　内　容	
特　記　事　項	

様式－２５

工　事　日　報

現場代理人

平成　　年　　月　　日　　曜日　　天候																			
工種／作業内容	機械設備据付工	設備機械工	配管工	ダクト工	はつり工	溶接工	保温工	とび工	塗装工	左官	電工	大工	普通作業員	特殊作業員	軽作業員	運転手	技術者	その他	現場代理人
計																			
累　　計																			

搬入機器・材料			
品　名	数　量	品　名	数　量

・本市監督員の指示事項等

様式－２６

中間前金払認定請求書 兼 認定調書　（監督担当課保存用）

平成　年　月　日

神　戸　市　長　様

請　負　人　住　所

氏　名　　　　　　　　印

下記工事について、中間前金払に係る認定を請求します。

契約番号	
工事名	
契約年月日	平成　年　月　日
工期	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
請負代金額	円
今年度の出来高予定額（※）	円

(※)工事請負契約約款第 38 条において各会計年度の出来高予定額が記載されている場合にのみ、ご記入ください。
ただし、今年度当初に前年度までの出来高予定額について部分払いを行った場合は、当額超過額を控除して下さい。

添付資料　：　工事履行報告書

上記の工事については、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を満たしていることを認定する。

平成　年　月　日

認定者
神　戸　市　長

監督担当課に提出し、認定印を受ける。
履行報告書の書式は、監督担当課の様式に従うこと。

中間前金払認定請求書 兼 認定調書 （請負人交付用）

平成 年 月 日

神 戸 市 長 様

請 負 人 住 所
氏 名 印

下記工事について、中間前金払に係る認定を請求します。

契 約 番 号	
工 事 名	
契約年月日	平成 年 月 日
工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
請負代金額	円
今年度の出来高予定額（※）	円

(※)工事請負契約約款第 38 条において各会計年度の出来高予定額が記載されている場合にのみ、ご記入ください。
ただし、今年度当初に前年度までの出来高予定額について部分払いを行った場合は、当額超過額を控除して下さい。

添付資料 ： 工事履行報告書

上記の工事については、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を満たしていることを認定する。

平成 年 月 日

認定者
神 戸 市 長

監督担当課に提出し、認定印を受ける。
履行報告書の書式は、監督担当課の様式に従うこと。

中間前金払認定請求書 兼 認定調書 （契約監理課提出用）

平成 年 月 日

神 戸 市 長 様

請 負 人 住 所
氏 名 印

下記工事について、中間前金払に係る認定を請求します。

契 約 番 号	
工 事 名	
契約年月日	平成 年 月 日
工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
請負代金額	円
今年度の出来高予定額（※）	円

(※)工事請負契約約款第 38 条において各会計年度の出来高予定額が記載されている場合にのみ、ご記入ください。
ただし、今年度当初に前年度までの出来高予定額について部分払いを行った場合は、当額超過額を控除して下さい。

添付資料 ： 工事履行報告書

上記の工事については、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を満たしていることを認定する。

平成 年 月 日

認定者
神 戸 市 長

監督担当課に提出し、認定印を受ける。
履行報告書の書式は、監督担当課の様式に従うこと。

様式－２７

工　事　履　行　報　告　書

工事名				
工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日			
日　付	平成　年　月　日（　月分）			
月　別	予定工程（%） （　）は工程変更後	実施工程（%）	予定工程と実施工程の差（%）	備　考
年　月				
年　月				
年　月				
年　月				
年　月				
年　月				
年　月				
年　月				
年　月				
年　月				
（記事欄）				

総括監督員	主任監督員	担当監督員

現場代理人	主任（監理）技術者

（注）１．報告は、月報を標準とする。
２．予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。
３．実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

様式－２８

平成　年　月　日

神戸市建設局
総括監督員 あて

請負人
現場代理人　　　　印

事故発生報告書

別紙、事故報告書のとおり事故が発生したので報告します。

※　別紙の事故報告書は、「建設工事事故データベースシステム」による。

一般事故用（三大多発事故以外）

【請負業者用】 平成 年度 事故報告書 【請負業者用】（4/4）
様式 2（4）

施工体系図 （無い場合は、それに準ずるものを貼付して下さい。）

様式－28の4

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。 (01/08/24版)

一般事故用（三大多発事故以外）

【請負業者用】 平成 年度 事故報告書 【請負業者用】（3/4）
様式 2（3）

安全管理の実施状況				対象者	a内容（複数回答可）	b教材（複数回答可）	c実施頻度
	安全教育の実施状況	現場全体	安全教育コード コード表6参照 (a内容には最も重点をおいた項目の上位3つを記入する)	新規入場者・作業変更者	( )( )( )その他［ ］	( )( )その他［ ］	( )その他［ ］
				作業員	( )( )( )その他［ ］	( )( )その他［ ］	( )その他［ ］
				その他［ ］	( )( )( )その他［ ］	( )( )その他［ ］	( )その他［ ］
			内容 (250文字)				
		当該作業	安全教育コード コード表6参照 (a内容には最も重点をおいた項目の上位3つを記入する)	新規入場者・作業変更者	( )( )( )その他［ ］	( )( )その他［ ］	( )その他［ ］
				作業員	( )( )( )その他［ ］	( )( )その他［ ］	( )その他［ ］
				その他［ ］	( )( )( )その他［ ］	( )( )その他［ ］	( )その他［ ］
			内容 (250文字)				
	安全対策の実施状況	現場全体	安全対策コード (最も重点をおいた項目上位3つをコード表7から記入する。)	ソフト面：( )( )( ) その他［ ］(33文字)			
				ハード面：( )( )( ) その他［ ］(33文字)			
			内容 (160文字)				
		当該作業	安全対策コード (最も重点をおいた項目上位3つをコード表7から記入する。)	ソフト面：( )( )( ) その他［ ］(33文字)			
				ハード面：( )( )( ) その他［ ］(33文字)			
			内容 (160文字)			事故後の現場全体の措置改善事項等（248文字）	
	安全点検の実施状況	現場全体	安全点検コード (最も重点をおいた項目上位3つをコード表8から記入する。)	1.人的面：( )( )( )その他［ ］(29文字)			
				2.物的面：( )( )( )その他［ ］			
				3.管理面：( )( )( )その他［ ］			
				4.環境面：( )( )( )その他［ ］			
			内容 (160文字)			事故後の当該作業の措置改善事項等（160文字）	
		当該作業	安全点検コード (最も重点をおいた項目上位3つをコード表8から記入する。)	1.人的面：( )( )( )その他［ ］(29文字)			
				2.物的面：( )( )( )その他［ ］			
				3.管理面：( )( )( )その他［ ］			
				4.環境面：( )( )( )その他［ ］			
			内容 (160文字)				

様式－28の3

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。 (01/08/24版)

様式－２９

平成　年　月　日

神戸市建設局
総 括 監 督 員 あて

請負人　住所
氏名　　　　印

損害発生通知書

工　事　名

工 事 場 所

請負代金額　¥＿＿＿＿＿＿

工事契約日　平成　年　月　日

工　　期　自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日

上記工事について、次のとおり損害を生じたので工事請負契約書第 28 条第 1 項の規定に基づき通知します。

１．損害発生前及び損害の概要

２．損害の内訳数量

３．損害発生及び発生の現場写真

（付録－２）

基準法令一覧表

名　　　称	概　　　要	対　象　機　器
大気汚染防止法	排気ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等を規制する規則	ボイラー、ガスタービン機関、ディーゼル機関、焼却炉、乾燥炉等
大気汚染防止法施行令		
大気汚染防止法施行規則		
騒音規制法	指定地域内に特定施設を設置する場合の規定	空気圧縮機、送風機、その他
騒音規制法施行令		
騒音規制法施行規則		
特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準		
労働安全衛生法	労働災害防止のための有害物、機械等に関する規則	加温用蒸気ボイラー、空気タンク、天井クレーン、簡易リフト、圧力容器等
労働安全衛生法施行令		
労働安全衛生規則		
ボイラー及び圧力容器安全規則	ボイラー及び圧力容器の製造、設置、管理及び検査等の規則	加温用蒸気ボイラー、圧力容器、ガスタンク等
圧力容器構造規格	圧力容器の材料、構造、工作、水圧試験等に関する規則	
クレーン等安全規則	クレーンの製造、設置、使用、就業及び検査に関する規則	天井クレーン、ホイスト
クレーン構造規格	クレーンの材料、構造及びワイヤなどについての規格	
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び容器の製造、取扱いの規制	バイオガス充填設備
高圧ガス保安法施行令	高圧ガスと設備の製造、保安に関する規則	
ガス事業法	ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造、販売の規制	ガスホルダー
ガス事業法施行令	ガス工作物の技術基準、成分の規定等	
ガス事業法施行規則		ガスホルダー
ガス工作物の技術上の基準を定める省令		

名　　　称	概　　　要	対　象　機　器
毒物及び劇物取締法	毒物及び劇物の種類の指定と罰則等	脱臭設備（苛性ソーダ）
毒物及び劇物取締法施行令		
毒物及び劇物取締法施行規則		
肥料取締法	肥料の品質、規格の公定、登録、検査等に関する	コンポスト施設、汚泥乾燥施設
肥料取締法施行令		
肥料取締法施行規則		
特殊肥料等指定		
振動規制法	指定地域内に特定施設を設置する場合の規定	空気圧縮機、その他
振動規制法施行令		
振動規制法施行規則		
特定工場等において発生する振動の規制に関する基準		
悪臭防止法	特定施設より発生する悪臭物質の排出規則（臭気指数規制）	水処理機械、汚泥処理機械、脱臭設備
悪臭防止法施行令		
悪臭防止法施行規則		
悪臭物質の測定の法則		

敷地境界線上	臭気指数
第1種区域	10
第2種区域	15
第3種区域	18

気体排出口	指標
排出口高さ15m以上	臭気排出強度
排出口高さ15m未満	臭気指数

排出水	臭気指数
第1種区域	26
第2種区域	31
第3種区域	34

名　　　称	概　　　要	対　象　機　器
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般及び産業廃乗物の処理、処分規制	除塵機、揚砂機、脱水機等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則		
金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令		
産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法		
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	（建築リサイクル法）再生資源利用計画書及、再生資源利用促進計画書び実施書の提出等	
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	工事カルテ登録（コリンズ）	

（付録－２）

名　　　称	概　　　要	対　象　機　器
電気事業法	電気工作物の工事、維持及び運用を規制し、保安を目的とする規則	電気設備
電気事業法施行令		
電気事業法施行規則		
受電制限規則（廃止）受電調整規則		
電気設備に関する技術基準を定める省令	電気設備に関する技術基準	
電気設備の技術基準の解釈		
電気用品安全法		
電気用品安全法施行令		
電気用品安全法施行規則		
電気用品の技術上の基準を定める省令		
電波法	電波障害防止区域の指定、届出、規則等	ポンプ場、処理場の建築物
電波法施行規則		
消防法	防火、消防対象物（建築物、その他の工作物及び危険物）に対する規則	ポンプ場、処理場の建築物、自家発電装置、燃料タンク等
消防法施行令	防火対象物の指定、種類、及び消防基準等	
消防法施行規則		
危険物の規制に関する政令	消防法に基づく、油等危険物の貯蔵タンクの製造、設置などについての規定及び消化設備の基準	燃料タンク、圧力タンク等
労働基準法		
労働基準法施行規則		

（付録－3）

耐震クラス

機器の重要度，二次災害発生の危険性より、重要度の高い機器を耐震クラスＳ，一般の機器を耐震クラスＡ，その他の機器を耐震クラスＢに分類し、耐震設計を行う。

表 2-1. 耐震クラスＳ・Ａ・Ｂの分類例

No.	設備名／重要度ランク	重要機器（S クラス）	一般機器（A クラス）	その他機器(B クラス)
1	沈砂池設備	ゲート，除塵機	自動スクリーン，スクリーンユニット，沈砂掻揚機，洗浄装置付トラフコンベヤ，サイクロン，沈砂洗浄機，し渣洗浄機，し渣脱水機，搬出ベルトコンベヤ，スキップホイスト，貯留ホッパ，破砕機	
2	主ポンプ設備	斜流ポンプ，水中汚水ポンプ，弁類，電動機，起動制御装置，速度制御装置，内燃機関，燃料貯留タンク，減速機，管内クーラ、主配管		天井クレーン，ホイスト，チェーンブロック
3	送風機設備	潤滑油タンク，潤滑油ポンプ，潤滑油冷却機，潤滑油ヘッドタンク	ブロワ，電動機，冷却水ポンプ，冷却塔，空気ろ過器，送気配管，弁類	天井クレーン，ホイスト，チェーンブロック
4	最初沈殿池設備		ゲート，汚泥かき寄せ機，スカム除去装置，スカム分離機，汚泥ポンプ，弁類，床排水ポンプ	
5	反応タンク設備	薬品タンク	ゲート，散気装置，送気配管，機械式曝気装置，	吊上装置
6	最終沈殿池設備		ゲート，汚泥かき寄せ機，スカム除去装置，汚泥ポンプ，弁類，床排水ポンプ，テレスコープ弁	
7	消毒設備	次亜塩素酸ソーダ貯槽，次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ，オゾン発生装置，紫外線発生装置	塩素接触装置	
8	用水設備	高置水槽（主ポンプ用） 用水ポンプ（同）	ろ過器，自動洗浄ストレーナ	
9	汚泥濃縮槽設備	薬品タンク	凝集剤注入ポンプ，凝集剤溶解槽，重力濃縮機，機械濃縮装置，用水ポンプ，凝集剤供給機，汚泥ポンプ	
10	汚泥消化タンク設備	センタードーム装置，センタードーム安全装置，ガス撹拌装置，消化ガス安全装置，脱硫装置，蒸気ボイラ，ガスホルダ，余剰ガス燃焼装置，煙道，煙突，オイルサービスタンク，地上定置式油タンク，地下式油貯蔵タンク，油移送ポンプ，蒸気吹込装置，攪拌用ブロワ，スチームヘッダ，配管（ガス・蒸気）	機械攪拌装置，温水器，温水ポンプ，熱交換器，汚泥ポンプ，弁類，軟水装置，軟水タンク，給水ポンプ	クレーン装置

（付録－3）

No.	設備名／ 重要度ランク	重要機器（Sクラス）	一般機器（Aクラス）	その他機器（Bクラス）
11	汚泥脱水 設備	無機凝集剤貯留タンク	凝集剤貯留タンク，凝集剤供給ポンプ，凝集剤溶解タンク，脱水機，造粒調質装置ユニット，凝集剤受入ホッパ及び供給機，破砕機，汚泥ポンプ，汚泥サービスタンク，凝集混和タンク，汚泥貯留タンク用ミキサー，ケーキ搬送コンベヤ，脱水ケーキ移送ポンプ，ケーキ貯留ホッパ，給水ポンプ，空気圧縮機，空気槽，除湿機	
12	流動床式 汚泥焼却 設備	流動床焼却炉，補助燃料装置，サイクロン，サイクロン搬出機，苛性ソーダ貯槽，燃料タンク，オイルポンプ，煙突，排煙処理塔，空気予熱機，ブロワ，白煙防止予熱機，電気集塵機，排煙ダクト，配管	定量フィーダ，計量コンベヤ，ケーキ投入機，灰ホッパ，給水ポンプ，ファン，空気圧縮機，空気槽，除湿機，灰輸送コンベヤ	
13	脱臭設備	薬液貯留タンク，中和タンク，オゾン発生装置，オゾン反応塔，残留オゾン除去塔，残留オゾン接触分解槽	薬液洗浄塔，薬液注入ポンプ，循環タンク，循環ポンプ，充填塔式生物脱臭装置	吸引ファン，風道及びダンパ，吸着塔
14	電気設備	受変電設備機器，特殊電源設備機器，監視制御設備機器，上記1～13迄の重要度ﾗﾝｸS及び建築設備の重要度ﾗﾝｸSの配電設備機器	上記1～13迄の重要度ﾗﾝｸAの配電設備機器	上記1～13迄の重要度ﾗﾝｸBの配電設備機器
15	自家発電 設備	自家発電設備本体，冷却水ポンプ又は用水ポンプ，燃料移送ポンプ，消音器，クーリングタワー，初期注水槽，燃料小出槽		

備考 ： ①焼却炉などの地盤に自立して設置される機器（操作盤を含む）類の設計用標準水平震度（Ks）は，構造物内に設置される機器に準拠する。
②焼却炉の架構など地盤に自立して設置される大型の架構類は，建築基準法施行令第88条（地震力）により地震力を計算する。
③主装置の補機や同一基礎・架台上の補機等は，主装置の重要度ランクを適用する。

耐震設計

設計は(公社)日本下水道協会「下水道施設の耐震対策指針と解説(2014 年版)」による。設計に用いる設計水平震度は耐震クラスに応じ次の値とする。

$K_H = Z \cdot K_S$　　　K_H：設計水平震度

Z：地域係数＝1（神戸市）

K_S：設計用標準水平震度

K_V：設計鉛直震度

$K_H = 1.0 K_S$

$K_H = K_S$

$K_V = 1/2 \cdot K_H$

表 2-2. 設計水平震度　K_H

No.	設置場所	K_H			階層の区分
		耐震クラスS	耐震クラスA	耐震クラスB	
1	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	塔屋 最上階 上階層
2	中間層	1.5	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	中間層
3	1 階及び地下階	1.0 [1.5]	0.6 (1.0) [1.0]	0.4 (0.6) [0.6]	1 階 地階

注 1.（　）内の数値は防振装置付きの場合に適用する。
　2.［　］内の数値は水槽の場合に適用する。
　3. 設置場所の区分は機器塔を支持している床部分にしたがって適用する。
　　床又は壁に支持される機器は当該階を適用し、天井面より支持（上階床より支持）される機器は支持部材取付け床の階（当該階の上階）を適用する。
　4. 上層階とは　　2～ 6 階建の場合＝最上階
　　　　　　　　　7～ 9 階建の場合＝上層の 2 層
　　　　　　　　　10～12 階建の場合＝上層の 3 層
　　　　　　　　　13 階以上の場合　＝上層の 4 層
　5. 中間階とは　　地下，1 階を除く各階で上層階に該当しない階を中間階とする。

（付録－3）

耐震設計は上記設計震度を用いた局部震度法によることを原則とし、地震力は設計震度に機器重量を乗じて求める。又、地震力は水平及び鉛直方向を考慮する。局部震度法による地震力の算定は次式によるものとし、作用点は原則として重心とする。

$F_H = K_H \cdot M \cdot G$ （N）

$= K_H \cdot W$ （kgf） （式 7-2-1）

ここに、K_H：設計用水平震度

M：機器の質量（kg）

G：重力加速度＝9.80（m/sec^2）

W：機器の重量（kgf）

設計用鉛直地震力ＦＶを考慮する必要がある場合は、

$F_V = K_V \cdot M \cdot G$ （N）

$= K_V \cdot W$ （kgf） （式 7-2-2）

$K_V = (1/2) K_H$

ここに、K_V：設計用設計用鉛直震度

ただし、水槽および自由表面を有する液体貯槽の場合有効重量比α_T，作用点高さと等価高さの比β_Tを用い、設計用重量および地震力の作用点高さを決め使用してもよい。（α_T，β_Tの算定は第５編 参考資料５．水槽の有効重量および地震力の作用点を参照）

部材は、地震時発生応力が短期許容応力度以下であるよう設計する。部材設計は許容応力度法による。

（付録－４）

承諾図書一覧表

1．機械設備

図　面　名　称	縮　　尺	図面サイズ	摘　　　要
機器関係（提出先：設計担当課）			
機器外形図	1/100，1/50	A1, A2, A3	
機器組立断面図	〃	〃	材質明記、巻線形誘導電動機を含む。
機器動作機構説明図	none		
発注･製作仕様対比表	〃		
電気関係図	〃		盤外形図、単線結線図、展開接続図等
機器予想特性曲線	〃	A4	
特殊塗装仕様書	〃	〃	
設計計算書	〃	〃	容量計算書･強度計算書含む
耐震計算書	〃	〃	
機器工場検査方案書	〃	〃	製作写真撮影要領書含む
外注仕様書	〃	〃	
計器リスト	〃	〃	
付属品、分解工具のリスト	〃	〃	予備品リストも含む
現場施工関係(提出先：監督担当課)			
一般平面図	1/100，1/50	A1, A2	
水位関係図	〃	〃	
機械配管系統図 （フローシート）	none	〃	機器は主要項、配管は管種、管径、流体名、流方向を明示、計器には TAG No をつけておくこと。
設備全体配置平面図	1/100，1/50	〃	今回工事分のみならず既設および将来分まで含めたもの。
設備全体配置側面図	〃	〃	90°異なった2方向。
配管平面図	〃	〃	管種、管径および支持金具取付位置明示。
配管各部断面図	1/50，1/20	〃	
支持金具製作図	〃	〃	
操作架台据付図	1/100，1/50	〃	
基礎図	〃	〃	
基礎配筋図	〃	〃	
主機据付外形図	〃	〃	主要寸法、重量、数量、型式および要項明示
配管スケルトン	〃	A1, A2	

２. 電気設備

図　面　名　称	縮　　尺	図面サイズ	摘　　　要
機器関係（提出先：設計担当課）			
盤製作仕様書	none	A4	塗装仕様書含む
単線結線図	none	A1, A2, A3	
三線接続図	〃	A3,A4	
展開接続図	〃	〃	
主要機器（計装機器含む）	1/10 , 1/5	A1, A2, A3	寸法、数量、形式、材質および要項を明示する
〃　外形図・内部配置図	〃	〃	
〃　組立図	〃	〃	
〃　断面図	〃	〃	
〃　リスト	none	A4	取付器具一覧表も含む
システム構成図	〃	A3, A4	
操作フローシート	〃	〃	
計装フローシート	〃	A1, A2, A3	
電源系統図	〃	A3, A4	動力、計装、直流電源等
設計計算書	none	A4	＊1
各種リスト（工具、付属品）	〃	〃	
現場施工関係（提出先：監督担当課）			
全体・機器配置図	1/100, 1/50,1/20	A1, A2,A3	機械主要機器・配管なども明示する
機器配置図（断面図）	1/50,1/20	〃	〃
配線系統図・接地系統図	none	〃	
配管・配線図	1/100, 1/50,1/20	〃	接地工事も含む(断面図含む)
架台・ラック・ダクト図	〃	〃	断面図も含む
配線ピット図	〃	〃	〃
機器据付図	〃	〃	〃
機械設備工事取合図	none	A3,A4	機械工事設置盤との取合図等
既設機能増設関連資料	1/100 , 1/50	A1, A2,A3	外形図、フロー図、設定資料等
各種仕様書	〃	〃	防火区画認定工法等
設計計算書	none	A4	耐震計算書、保護リレー整定・ケーブルサイズ等各計算書
各種設定表	〃	〃	タイマー・インバータ・警報設定器・調節計等
工事資材仕様書	〃	〃	アルミラック、ダクト、電線管、防火区画処置材、セメント他

＊1　短絡容量、変圧器・無停電電源装置・コンデンサ容量、盤内の熱量上昇等各種

施工計画書作成要領

1．作成基準

施工計画書は、労働災害・公衆災害の防止、合理的な工事工程の管理及び据付工事等の品質を確保するうえで重要である。そこで、この施工計画書は、関連工事及び施設の日常運転、その他の必要事項について関係機関と連絡調整を行い、この要領に工事の具体的な方法を計画し、作成する。

2．記載内容

施工計画書の作成においては、以下のようにⅠ　全体計画、Ⅱ　機器製作、Ⅲ　現場施工の三部に分け、工事進捗状況に合わせて提出するものとする。

具体的には、Ⅰ　全体計画　:契約締結後速やかに　　（工事担当課）

Ⅱ　機器製作　:上記提出後速やかに　　（設計担当課）

Ⅲ　現場施工　:現場施工の1ヶ月前までに（工事担当課）

以上のように、監督担当課に提出すること。

Ⅰ　全体計画

(1)　工事概要

工事概要は、工事名、工事場所、工期、請負金額、工事内容（工種、数量等）の事項について記載する。

(2)　計画工程表

ア 計画工程表は、施工計画に基づき工事内容、設計日数、製作日数、稼動日数、労務計画、施工方法及び現地事情を考慮して、工期内に工事が完了するよう、計画工程表を作成する。また、工程表は、バーチャート（横線式）を原則とする。

イ 工事内容等に変更が生じる場合は、変更計画工程表を再提出する。

ウ 実施工程表、詳細工程表については、1 ヶ月間隔また、詳細工程表は、2 週間間隔（内容が1 週間ごとに重なるような記載）が望ましい。

(3)　請負人担当組織表

請負人の営業・設計・製作・検査・工事の各担当者と責任者を記載する。

(4)　品質管理方針

請負人の社内品質管理規定に基づき、本工事における品質管理規定を記載する。

Ⅱ　機器製作

(1)　機器製作計画表

機器毎に設計期間・機器承諾図書提出予定時期・製作期間を記載する。

(2)　機器等製作組織表

機器の設計・製作期間中に実際に機能する組織を記載する。

(3)　機器製作図

機器製作図は、設計図書及び現地調査を基に監督員と打合せをおこない、最適な設計をおこなった後に作成し、機器承諾図として提出する。

(4)　機器管理計画

ア 設計管理

設計図書及び関連規格等の要求事項に基づき機器の設計管理を実施する。

イ 購入機器管理

設計図書及び関連規格等の要求事項に基づき機器管理を実施する

ウ 品質管理

品質管理は、設計図書に既定の性能を満足することを確認するものであり、製作工場において機器の製作完了時に実施する。

工場製作から現地搬入据付まで相当の期間があって工場保管する際は、その間の品質管理方法を記載する。

Ⅲ 現場据付

(1) 実施工程表

計画工程表、機器製作計画表との整合を図り、工期に対して適切な実施工程表を添付する。

(2) 現場組織表

ア 現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載する。

イ この組織の中で、安全管理を遂行する安全管理者(2 名以上の安全管理者を定めた場合は、統括安全管理者)を必ず組織表に明記する。

ウ 現場代理人、主任技術者及び安全管理者の連絡先(電話番号を含む)を明記する。

エ 下請負人の各責任者氏名等を明記する。

オ 施工体制台帳の提出を義務付けられた工事(別途提出)以外の工事については、現場組織表及び施工体系図を記載する。(建設業法で定められた施工体制台帳の提出を義務付けられた工事は、省略してもよい。)

(3) 安全管理

ア 工事現場の安全管理については、次の項目から必要なものについてまとめる。

(ア) 安全管理組織表
(イ) 安全管理活動
(ウ) パトロールの実施方法
(エ) 工事現場及び材料置場の管理方法
(オ) 重量物等の搬入・搬出の方法
(カ) 第 3 者施設及び地下埋設物事故防止対策
(キ) 危険物の管理体制
(ク) 酸素欠乏症防止対策
(ケ) 有機溶剤による中毒防止対策
(コ) 墜落災害防止対策
(サ) 感電事故防止対策
(シ) 可燃ガス爆発防止対策
(ス) 火災防止対策
(セ) 電気工作物工事の保安要綱
(ソ) 防災対策
(タ) 緊急時の対策
(チ) その他

イ 安全管理組織表については、作成にあたり、責任分担を定める。また、労働安全衛生法に基づき作業主任者等を選任したときは氏名を記入するほか、資格書の写しを添付する。

ウ 安全管理活動については、事故災害防止対策の実施方法を具体的に記載する。また、安全

対策会議及び下請負人等に対する安全教育の方法について記載する。

エ 酸素欠乏症防止対策については、測定結果を監督員に提出、確認を受ける。

オ 電気工作物工事の保安要綱については、「神戸市建設局（下水道部門）自家用電気工作物保安規定細則」第 10 条第 1 項に規定されている保安要綱を自ら定め、記載する。

カ 前記述項目以外の災害防止対策についても、詳細を記載する。

(4) 主要資材

主要資材は品名、規格、数量、製造業者名、品質証明等を記載する。なお、機器（本工事にて設置される機器）については、別途「機器製造会社届」に記載し、提出する。

(5) 施工方法（仮設備計画、工事用地等含む）

ア 施工方針

工事内容、工期、施工時期、現場環境、交通状況等の諸条件、関係諸法令及び関係官公署等との協議事項に従い、施工方針をたて、各工種について具体的に施工順序、方法、所要日数等を定めて記載する。

イ 施工方法

(ア) 施工方法について請負人は、本市と事前に十分打合わせを行い設計の内容、考え方、仕様書記載事項等について熟知したうえ、最もよく現地に適合した施工方法を選ぶこと。

(イ) 設計図書又は監督員の指示等により、施工検査、立会いを必要とする工事の内容については、その方法、時期等により、監督員とよく協議しておくこと。

(ウ) 施工方法は、工事の安全を十分に考慮したもので、かつ、工事に伴う騒音及び振動の発生をできる限り防止するように努め、生活環境の保全を図ること。

ウ 仮設備計画

工事現場における仮設物（仮設電力、仮水路等）について記載する。

エ 監督員及び本市の「承諾」を得て施工するもののうち事前に記載出来るものについて及び、施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

(6) 施工管理計画

ア 設計図書に基づいて、施工管理を行うものとし、その管理方法について記載する。

イ 出来形管理については、出来形管理計画表（項目：工種、形状寸法、試験・測定内容、出来形図、出来形成果表等）、出来形成果表（試験・測定点ごとの設計値、出来形、規格値の差等の記載表）等により記入する。

ウ 品質管理については、品質管理計画表（項目：工種・種別、対象数量、試験・測定種目、種類、回数、管理方法等）等により記入する。

エ 仮設備計画についても同様に記載する。

(7) 緊急時の体制及び対応

大雨、強風等の異常気象時、地震発生時及び事故発生時における緊急活動を円滑に実施するため、災害・事故発生時連絡表を作成する。

(8) 交通管理

ア 工事に伴う交通対策及び交通処理について、必要に応じ次の要領にまとめて記載する。

(ア) 運搬経路（道路略図の添付）

(イ) 運搬作業期間

(ウ) 運搬作業の方法（運搬車両の種類、最大積載量等）

(エ) 交通関係機関との打合わせ及び協議事項

(オ)　迂回路の図面

(カ)　交通整理人の配置場所及びその内容

(キ)　安全施設、標識類等の設置場所及びその内容

(ク)　その他交通安全対策上、必要と思われる具体的措置事項

イ 交通関係機関との打合わせ及び協議事項については、公道使用の際の所轄警察署への手続きを行う。また、必要に応じて地元説明を行う。

(9)　環境対策

工事施工に伴って発生する騒動、振動、湧水、臭気、粉じん、火炎、ばい煙、光等の公害防止対策等について記載する。

(10)現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、仮設関係、安全関係、営繕関係等の計画については、計画を記載する。

(11)再生資源の利用の促進と建設副産物の適性処理方法

ア 設計図書で再生資源の使用等が明記されている場合について記載する。また、計画・実施書の作成等にあたっては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づくこと。

イ 指定副産物搬出計画(マニュフェスト等)、については、設計図書への明記がなくても記載する。また、有価物については、別途「有価物発生調書兼引渡書」に記載し、提出する。

(12)その他

ア 事前調査、下請負発注計画、公衆災害防止対策、関連工事との調整事項等について記載する。

イ 就業時間

(ア)　施工計画に基づき、昼間及び夜間の作業時間並びに休日作業について記載する。

(イ)　通常の作業時間について記入する。

(ウ)　休日及び夜間作業を必要とする場合について記入する。

ウ 関係官庁等への手続き

所轄基準監督署、消防署、関西電力(株)等、本工事に関係する各種手続きを記載する。

3. 製本

製本は A4 版ファイルとし、工事名、提出年月日、請負人名等を記載する。また、図面、工程表等についても、前記に合わせて折り込むものとし、図面の縮尺は、必要最小限にとどめ、むやみに大きくしないこと。

平成　　年　　月　　日

神戸市建設局
　総括監督員　様

株式会社　　○○○○［会社名］
現場代理人　○○ ○○　印

施　工　計　画　書
（全体計画）

工 事 名　　○○○○処理場　○○○○工事

目　次

I　全体計画

1. 工事概要 ………………………… p. 1
2. 計画工程表 ………………………… p. ○
3. 請負人担当組織表 ………………………… p. ○
4. 品質管理方針 ………………………… p. ○

【例：機械】

Ｉ－１．工事概要

（１）工 事 名　　○○○○処理場　○○○○工事
（２）工事場所　　神戸市 ○○区 ○○町○○　○○処理場内
（３）工　　期　　平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
　　　　　　　　　　　但し予算繰越の上は平成　年　月　日
　　工期（変更）
　　工期（変更）
　　工期（変更）
（４）請負金額　　○○，○○○，○○○ 円（税込）
　　変更金額　　　　　　　　　円
　　変更金額　　　　　　　　　円
　　変更金額　　　　　　　　　円
（５）工事目的

本工事は、○○処理場で○○の更新を行うもので、その概要は下記の通りである。
○○１台、○○１台、～～を撤去し、○○１台、○○１台、～～を設置する。

(1) ○○○○工　　　　１式

本工事の施工範囲は、上記の設計、製作、搬入、据付、配管、配線及び塗装工事、ならびに試運転、調整、及びそれにより生じる手直しまでの一切を行うものとし、これに必要なコンクリート基礎工事、貫通部のはつり、復旧等の付帯工事も含む。

（６）主要機器

機器名称	要項	運転操作方法	数量
○○ポンプ	一軸ねじポンプ φ○×○m³/h×○MPa×○kW	・遠方及び現場単独 ・24h タイマー運転	１台
○○投入弁	空気作動式偏芯構造弁（単作動） ［神戸市型番：SAV－○］ φ○	・現場単独 ・○○ポンプに連動	１台
○○	○○×○○×○○		○台
○○	○○×○○×○○		○台
○○	○○×○○×○○		○台

【例：電気】

Ｉ－１．工事概要

（１）工 事 名　　○○○○処理場　○○○○工事
（２）工事場所　　神戸市 ○○区 ○○町○○　○○処理場内
（３）工　　期　　平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
　　　　　　　　　　　但し予算繰越の上は平成　年　月　日
　　工期（変更）
　　工期（変更）
　　工期（変更）
（４）請負金額　　○○，○○○，○○○ 円（税込）
　　変更金額　　　　　　　　　円
　　変更金額　　　　　　　　　円
　　変更金額　　　　　　　　　円
（５）工事目的

本工事は、○○処理場において、（工事の目的・理由）により、別途施工の機械設備工事とともに必要な電気設備を施工するもので、その概要は下記のとおりである。

(1) ○○○○工（機器・据付）　　　　１式

機器は、○○（１面）、○○（１面）、～～を撤去し、○○（１面）、○○（１面）、～～を設置する。

本工事の施工範囲は、上記の設計、製作、搬入、据付、配管、配線及び塗装工事、ならびに試運転、調整、及びそれにより生じる手直しまでの一切を行うものとし、これに必要なコンクリート基礎工事、貫通部のはつり、復旧、池、ピットの排水等の付帯工事も含む。

（６）主要機器

機器名称	要項	数量
○○分岐盤	○○	１面
○○制御盤	○○	１面
○○	○○	○面
○○	○○	○面
既設盤機能増設	○○	１式

Ⅰ－2.計画工程表

※A4版で書けないものは、A4版以上の大きさに書きA4折りとする。
※工種（作業内容）の分類については、設計図書の分類（機器据付、主要資材据付、複合工等）を基本とする。

平成26年4月21日

【例：機械（新設）】

〇〇処理場　〇〇工事

工期	平成26年4月21日 ～ 平成27年3月20日

年月日 / 作業内容	平成26年（2014年）									平成27年（2015年）							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	◎ 契約											◎ 完成検査					
1. 機器設計・製作						社内検査 工場検査											
〇〇ポンプ		設計	承諾 ●		製作		●承諾										
その他機器		設計	承諾 ●		製作		検査	●承諾									
2. 施工設計																	
先行工事施工図	設計	●承諾															
〇〇撤去				設計		●承諾											
機器据付・配管図				設計		●承諾											
3. 現地工事																	
先行工事																	
〇〇撤去工事																	
〇〇配管工事								搬入 〇									
4. 試運転																	
5. 完成検査												◎完成検査					
備考																	

平成25年1月6日

【例：機械（補修）】

〇〇処理場　〇、〇号細目スクリーン他補修　工事

工期	平成25年1月6日　～ 平成25年2月24日

工種（作業内容）	年月日	1月						2月				
		5	10	15	20	25	30	1	5	10	15	20
共通	1.工事段取	☆										
	2.仮設	契約										
	3.清掃		搬出	搬入				搬出	搬入			
細目	1.レーキ・本体チェーン類取外・修繕											
	2.軸類取外・修繕											
	4.レーキ・本体チェーン類取付											
スクリーン	5.試運転、立会検査					◎					◎	検査
				〇号細目スクリーン					〇号細目スクリーン			☆
備考	◎：顧客立会検査 ═：工場作業											

Ⅰ－2.計画工程表

（A4版で書けないものは、A4版以上の大きさに書きA4折りとする。）
（工種（作業内容）の分類については、設計図書の分類（機器据付、主要資材据付、複合工等）を基本とする。）

平成24年12月6日

例：新設（電気）

〇〇処理場　〇号汚水ポンプ電気設備工事

工期	平成24年12月6日 ～ 平成25年2月25日

工種（作業内容） \ 年月日	12月						1月						2月					
	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	30	1	5	10	15	20	25
機器設計・製作	● 契約 仕様打合せ・設計				承諾 ●		H/W設計、製作		調整・社内検査	◎							後片付け	
現場施工								工事段取						配線・配管工事		◎		
〇号汚水ポンプ盤据付										基礎工事	◎	搬入 機器据付	◎		負荷（別途機械）と接続 単体調整	負荷（別途機械）と組合試験	後片付け	完了 ●
備考	◎：監督員立会 ═：工場作業																	

平成24年12月18日

例：補修（電気）

〇〇処理場　低圧電動機絶縁補修

工期	平成24年12月14日 ～ 平成25年2月25日

工種（作業内容）	年月日	12月						1月						2月					
		5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	30	1	5	10	15	20	25
設計	1.設計・作業準備等		● 契約			設計打合せ・作業準備													
現場作業	1.工事段取・跡片付け													搬入					
	2.解線・結線作業										搬出								
	3.養生																		
	4.絶縁抵抗・耐圧試験									絶縁抵抗試験					◎				
	5.報告書作成																		◎
工場作業	1.電動機絶縁補修										搬入								
	2.絶縁抵抗・耐圧試験													◎	搬出				
備考	◎：監督員立会 ═：工場作業																		

Ｉ－３．請負人担当組織表

部　門	担 当 者	責 任 者	住　　　　所
営　業			
設　計			
製　作			
検　査			
工　事			

緊急連絡先	営業担当者	TEL
	工事担当者	TEL

Ｉ－４．品質管理方針

【例】
下記の品質方針に基づいて下記の通り活動を行います。
（１）顧客の満足する製品・サービスを提供します。
（２）顧客の要望する条件に対して、常に適切な設計・製作・施工を実施します。
（３）関連法規を確実に遵守します。

平成　　年　　月　　日

神戸市建設局
総括監督員　様

株式会社　　○○○○［会社名］
現場代理人　○○ ○○　印

施　工　計　画　書
（機 器 製 作）

工 事 名　　○○○○処理場　○○○○工事

目　次

II　機器製作

1. 工事概要 ………………………… p. 1
2. 機器製作計画表 ………………………… p. ○
3. 機器等製作組織表 ………………………… p. ○
4. 機器製作図の作成要領 ………………………… p. ○
5. 機器管理計画 ………………………… p. ○

Ⅱ－１．工事概要

全体計画同様のものを作成

Ⅱ－２．機器製作計画表

機器名	平成26年							
	4月 1 11 21	5月 1 11 21	6月 1 11 21	7月 1 11 21	8月 1 11 21	9月 1 11 21	10月 1 11 21	11月 1 11 21
○○ポンプ	○	＝	☆	―	―	◎	△	
○○投入弁	○	＝	☆	―	―	◎	△	
○○	○	＝	＝	☆	―	―	◎	△
○○	○	＝	＝	☆	―	―	◎	△
○○	○	＝	＝	☆	―	―	◎	△
備考	○：契約　☆：承諾　◎社内検査　△：搬出　＝：設計　－：製作							

Ⅱ－３．機器等製作組織表

現場代理人や設計担当者、検査
担当者等が分かるものを作成

Ⅱ－４．機器製作図の作成要領

【例：機械】
(1)　現地調査を基に、設計図書の設計条件(法規則、環境条件、施工条件、基本仕様)を確認する。
(2)　打合せ計画表を作成し、関連他工事と設計図書内容との整合及び取り合い等を確認する。
(3)　システム設計をおこない、各種計算書を付して監督員と協議する。
(4)　機器承諾図の提出計画表を作成し、その計画に沿って機器ごとに機器承諾図を作成する。
(5)　規格、基準がある機器については、機器承諾図にその規格等を記載する。
(6)　自社特有の記号に付いては、記号説明を作成する。
(7)　工事対象機器と既設設備及び将来設備との区分は明確にし、履歴を記載する。

【例：電気】
(1)　機器製作図作成要領
ア　現地調査を基に、設計図書の設計条件(法規則、環境条件、施工条件、基本仕様)を確認する。
イ　関連他工事と設計図書内容との整合及び取り合い等を確認する。
ウ　システム設計をおこない、各種計算書を付して監督員と協議する。
エ　監督員との協議後、機器ごとに機器承諾図を作成する。
オ　規格、基準がある機器については、機器承諾図にその規格等を記載する。
カ　製作者特有の記号については、記号説明を作成する。
キ　工事対象機器と既設設備及び将来設備との区分は明確にし、履歴を記載する。
(2)　機器設計
ア　受変電設備(自家発電設備も含む)
（ア）容量計算書及びインピーダンスマップを作成する。
（イ）引込から現場機器までの電源系統図、制御電源系統図及び接地系統図等は、電気室単位または設備単位で作成し、分かり易く努める。
（ウ）全体計画を考慮した盤記号一覧表を作成し、デバイス名、線番号及び信号取り合いルール等を作成する。
（エ）制御電源(直流・UPS・商用電源等)は、用途及び目的に応じて区分を明確にするとともに、UPS故障時の対処法をまとめる。
（オ）運転操作方案、故障項目一覧表及び信号項目一覧表等を作成する。
（カ）制御回路にキープリレー等を使用する場合は、運転操作方案に記載する。
（キ）各信号の伝送方法及び伝送速度を信号種別ごとにまとめる。

（ク）使用する機器の遮断容量、絶縁等級及び保証動作回数等を一覧表にまとめ、明確化する。
（ケ）停復電時に各種電源の有無によっておこる回路状態及び信号状態をまとめ、停復電回路に支障のないようにする。

イ 運転操作設備

（ア）全体計画を考慮した盤記号一覧表を作成し、デバイス名、線番号及び信号取り合いルール等を作成する
（イ）共通制御電源及び個別制御電源の区分を明確にする。
（ウ）運転操作方案、故障項目一覧表及び信号項目一覧表等を作成する。
（エ）制御回路は、パルス指令を受けて自己保持回路を組み、電源断にて開放することを原則とし、制御回路の組み方を一覧表にまとめる。
なお、フェールセーフの考えで別方式となる回路については一覧表を作成し、その理由を付加する。
（オ）各設定値及びタイマー等の一覧表を作成する。
（カ）各信号の伝送方式及び伝送速度を信号種別ごとにまとめる。
（キ）使用する機器の許容負荷電流、動作時間及び保証動作回数等が明確にわかる一覧表を盤ごとに作成する。
（ク）停復電時に各種電源の有無によっておこる回路状態及び信号状態をまとめ、停復電回路に支障のないようにする。
（ケ）プログラマブルコントローラ等については、入出力装置のシンク／ソースの種別及びコモンの考え方等を整理するとともに運転操作方案に基づいて､各プログラムで使用する内部メモリマップ等を記載した説明書を作成する。

ウ 計装設備、監視設備

（ア）全体計画を考慮したループ機器一覧表を作成する。
（イ）電源系統図を作成する。
（ウ）停復電時及び故障時の影響と対策法を作成する。
（エ）各計装機器について、下記の仕様、調整方法及び保守頻度等を作成する。
　a　スケール算出根拠及びスパン選定根拠
　b　取付方法及びフランジ規格等
　c　発信器及び変換器の材質
　d　外被構造(防浸形、防雨形等)
　e　自己診断機能等の内容
（オ）グラフィック監視装置等は、プログラマブルコントローラ及び入出力装置を自立盤内に収容する。

エ その他

（ア）各設備システム設計検討後、全体設備のシステム設計の整合性を図る。
（イ）引込、接地極及び配線経路等を記入した一般平面図を作成する。
（ウ）処理場全体の単線結線図、計装フローシートを作成する。

(3)　作成要領には、事前確認事項、機器承諾図作成の基本方針、機器設計方針、機器承諾図の章立等を記入する。

Ⅱ－５．機器管理計画

【例】

(1)　設計管理

ア 打合せ計画表を作成する。
イ 議事録を打合せの都度作成し、確認を受けること。
ウ 機器承諾図の提出計画を作成する。
エ 設計の変更・修正は、設計図書等に記録し、確認できるようにする。
オ 全ての設計管理は、設計担当技術者が確認する。

(2)　購入機器管理

ア 機器の品質要求事項を満たす製作者を選定する。
イ 購入機器の品質確認は、検査担当部門が実施し、品質管理責任者が確認する。

(3)　品質管理

ア 機器製作が完了した際は、規定の要求事項等に適合しているか品質の確認を実施する。
ただし、現場据付後にのみ確認できるものは、事前に監督員との協議により品質の確認方法を定め、品質の確認を実施する。
また、購入機器は、製作者の検査成績表、合格書等により確認する。

平成　　年　　月　　日

神戸市建設局
総括監督員　様

株式会社　　○○○○［会社名］
現場代理人　○○ ○○　印

施　工　計　画　書
（現　場　施　工）

工 事 名　　○○○○処理場　○○○○工事

目　次

Ⅲ　現場施工

1. 工事概要 ………… p. 1
2. 実施工程表 ………… p. ○
3. 現場組織表 ………… p. ○
4. 安全管理 ………… p. ○
5. 主要資材 ………… p. ○
6. 施工方法及び施工管理計画
（主要機器、仮設計画、工事用地等含む） ………… p. ○
7. 緊急時の体制及び対応 ………… p. ○
8. 交通管理 ………… p. ○
9. 環境対策 ………… p. ○
10. 現場作業環境の整備 ………… p. ○
11. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適性処理方法 ………… p. ○
12. その他 ………… p. ○

（注）上記項目は、工事の内容や規模により、省略や追加してもよい

Ⅲ－１．工事概要

作成要領の本文を参考に作成

Ⅲ－２．実施工程表

作成要領の本文を参考に作成

Ⅲ－３．現場組織表
【例】

本社又は営業所
社長（所長）○○ ○○
（連絡先）
○○市○○町○○
TEL(***)-***-****

現場代理人
○○ ○○
（連絡先）
○○市○○町○○
TEL(***)-***-****

主任技術者（管理技術者）
○○ ○○
（連絡先）
○○市○○町○○
TEL(***)-***-****

（総括）安全管理者
○○ ○○
（連絡先）
○○市○○町○○
TEL(***)-***-****

現場事務所
（連絡先）
○○市○○町○○
TEL(***)-***-****

機器据付
業者名 ○○○
責任者名 ○○ ○○
TEL(***)-***-****

配管工事
業者名 ○○○
責任者名 ○○ ○○
TEL(***)-***-****

盤据付
業者名 ○○○
責任者名 ○○ ○○
TEL(***)-***-****

配管・配線工事
業者名 ○○○
責任者名 ○○ ○○
TEL(***)-***-****

品質管理
1. 機器・材料
担当課 ○○○
責任者名 ○○ ○○
2. 据付工事
担当課 ○○○
責任者名 ○○ ○○

試験・調整
担当課 ○○○
責任者名 ○○ ○○

安全責任者
1. 交通安全責任者
○○ ○○
2. 作業安全責任者
○○ ○○
3. 資材管理責任者
○○ ○○

重量物の搬入等
業者名 ○○○
責任者名 ○○ ○○
TEL(***)-***-****

左官工事
業者名 ○○○
責任者名 ○○ ○○
TEL(***)-***-****

塗装工事
業者名 ○○○
責任者名 ○○ ○○
TEL(***)-***-****

（注） 管理技術者及び専門技術者が、選任されている場合には、現場代理人、主任技術者及び安全管理者に準じて記入する。

Ⅲ－４．安全管理

【例】

（1-1）安全管理組織表

（注）電気工作物工事の保安要綱を定めた場合は、保安要綱に定める作業責任者を記載する。

（1-2）資格証の写し

（選任した作業主任者等の資格証の写しを添付する）

※個人情報保護に注意

(2-1) 安全管理活動

(例)

工事期間中無事故無災害を目標として、下請負関係者及び現場作業員全員に至るまで、地下埋設物、危険物の取扱い等、現場における、安全の認識を高揚するため、毎月１日を月間安全日と定め、安全教育・安全訓練等を行うとともに、始業時においても全作業員を集めて、注意を促し…………………以下略

安全管理活動

名称	場所	参加予定者	頻度
朝礼	現場	現場作業従事者	毎日
安全巡視	現場	安全巡視者	毎日
○○	○○	○○者	○○

(2-2) 安全教育（安全管理者の職務を具体的に記載する。）

(例)

下請負人を含む工事関係者全員に対し、下記の項目について安全教育を行い安全意識の高揚を図る。

ア．工事着工前に工事概要と安全衛生についての教育及び指導をする。

イ．毎日の作業開始前に作業内容を説明し、これに対して安全教育を実施する。

ウ．週間工程表を作成し、安全重点目標を定め実施する。

エ．作業員新入構時には、新入構者安全教育を行う。

(3) パトロールの実施方法

(例)

工事現場の安全管理パトロールは、毎日安全管理者が行うほか、社内の組織によっても、毎月第１月曜日に実施し……以下略

(4) 工事現場及び材料置場の管理方法

(例)

工事現場及び材料置場は、別図のとおり外部と区分し、工事関係者以外の者が立入らないよう措置を講じる。……以下略

（例）
(5)重量物の搬入・搬出及び据付方法

○○号ポンプ搬入要領

①1階搬入口まで、トラックにて運搬

②トラック荷台より既設1階1.0tホイストを使用し搬入口の開口から地下1階へ搬入

③手押し車にて既設地下1階仮置場まで運搬

④地下1階仮置場より既設地下1階0.5tホイストにて○○ポンプ据付位置まで運搬

⑤○○号ポンプ据付

(6)　酸素欠乏症防止対策

（例）
（作業主任者等の適任を記載する）
酸素欠乏症等防止点検項目
ア 作業区分
　沈殿池内部、生物反応槽内部の清掃、汚泥貯留ピットなど対象となる場所を記載する。）
イ 災害防止対策
（ア）第2種酸欠作業主任者を選任したか。
（イ）関係者以外の者が立ち入らないよう「酸欠危険場所」の表示をしたか。
（ウ）酸素欠乏危険場所の酸素濃度は 18%以上か、また、硫化水素濃度は10ppm 以下か。
（エ）換気能力は、上記の値を満足しているか。
ウ 測定記録の提出
　測定記録については、監督員へ提出する。

(7)　有機溶剤による中毒の防止

（例）
ア　作業区分
（タンク・ピット及びタクトの内部、屋内で通風が不十分な場所など対象となる場所を記載する。）
イ　災害防止対策
①　有機溶剤作業主任者を選任したか。
②　換気能力は十分か.

(8)墜落災害防止点検項目

（例）
ア　作業区分
（沈殿池・ピットなどの開口部、高さが 5m 以上の足場の組立て、解体又は変更の作業などを記載する。）
イ　災害防止対策
①　足場の組立て等作業主任者を選任したか.
②　開口部には危険防止のための手摺、柵その他の適切な保安施設を設置したか。
③　足場の使用材料に、損傷・変形・腐食はないか。

(9)感電事故の防止

(例)
ア　作業区分
（電気ドリル、水中ポンプなどの可搬式及びポータブルコンベアなどの使用する移動式電気機械器具の種類を記載する。）
イ　感電防止点検項目
① アーク溶接機のホルダーの破損はないか、また、自動電撃防止装置の動作に異常はないか。
② 可搬式、移動式電動工具を使用するに当たっては、感度が良好で、かつ、確実に動作する感電防止用布電しゃ断器を使用しているか。また、工具のアースは確実か。

(10)可燃性ガスの爆発防止

(例)
ア　作業区分
（汚泥消化タンク・脱硫装置・ガスタンクやボイラ室は、可燃性ガスである消化ガス（メタン）を取り扱うため火気厳禁である．火気の使用がやむをえない場合には使用場所を記載する。）
イ　汚泥消化タンクやガスタンクの周辺で火気を使用していないか．また、喫煙している者はいないか.
ウ　やむをえず行う溶接等については、断熱材・防炎材布による十分な養生を行っているか。

(11)火災防止

(例)
ア　作業員詰所等に消火器を設置しているか。
イ　アーク溶接やガス切断などの火花が可燃物に燃え移らないか。その恐れがある場合養生は十分か。

(12)その他災害防止対策（整理・整頓等）

(例)
ア　作業員詰所や資材置き場の整理・整とんはなされているか.

注　その他に災害防止対策についても記載すること。

(13) 電気工作物工事の保安要綱（電気工作物の工事に関する安全対策）

（神戸市自家用電気工作物保安規程第 18 条第 4 項及び神戸市建設局（下水道部門）自家用電気工作物保安規程細則第 10 条第 1 項に規定される保安要綱）別紙のとおり

(例)

（作業責任者及びその担任事務）
第１条　作業責任者は、当該自家用電気工作物に関する作業（以下「作業」という）を掌理し、保安要綱に基づき作業の安全を図るものとする。

（防護具の保管）
第２条　作業に使用する電気用ゴム手袋、絶縁ゴム板、検電器、フック棒、短絡接地器具等は、絶縁劣化防止のため所定の場所に保管し、定期的に点検しなければならない。

（活線作業の禁止）
第３条　作業は、停電して行わなければならない。ただし、業務上やむを得ず活線作業又は、活線近接作業を行う場合において、事前に主任技術者及び監督員の承諾を受けたときはこの限りでない。

（作業の範囲及び時間等）
第４条　作業責任者は、自家用電気工作物の作業を行うに際しては、作業範囲及び時間について、事前に主任技術者及び監督員の承諾を得たうえでその範囲及び時間を明確にし、誤操作等により事故が生じないように十分注意しなければならない。

（作業時間の説明）
第５条　作業責任者は、作業を開始するにあたっては、従業者の人数、服装、及び健康状態に留意しなければならない。
２．作業責任者は、作業予定時間、作業用電源、遮断又は断路箇所、短絡及び接地箇所、作業内容及び作業手順について作業者に十分説明しなければならない。
３．従業者は、前項の説明を十分理解してから作業に着手しなければならない。
４．作業責任者は、高圧電路又は低圧電路の一部を停電して作業するにあたっては、次に掲げる措置をとらなければならない。
（１）死線部及び活線部分の区分を特に入念に説明すること。
（２）充電危険区域に対する危険表示板、防護柵等を設けること。
（３）関係者以外の立入禁止措置をすること。
（４）その他必要と認める措置をすること。

（安全措置）
第６条　作業責任者は、作業に伴い停電するときは、開路し、当該開閉器又は遮断器に作業中である旨の掲示板を取り付け、又は施錠しなければならない。
２．作業責任者は、検電器により作業対象電路が無電圧であることを確認し、特に高圧電路を開放した電路には短絡接地器具をつけなければならない。

（目的以外の作業禁止）
第７条　従業者は、作業の実施にあたっては、作業責任者の承諾を受けないで、作業する目的と異なる作業をしてはならない。

（作業終了時の措置）
第８条　作業責任者は、従業者から作業終了の報告を受けたときは、作業した内容を確認しなければならない。
２．作業責任者は、作業の終了、材料及び工具の後片付け、整理等を点検しなければならない。
３．作業責任者は、前項の点検をし、異常のないことを確認したときは、従業者の全員を集合させ、第６条第２項の規定により短絡接地器具をつけたときはその短絡接地器具をはずし、各部の絶縁抵抗の測定等を実施し異常のないことを確認しなければならない。
４．作業責任者は、前項の確認をしたときは、第６条第１項の規定により取り付けた表示板を外し又は開閉器もしくは遮断器を解錠し、従業者全員に作業終了する旨を伝え、主任技術者及び監督員の承諾を得て通電するものとする。
５．作業責任者は、前項の通電後は、計器の指示、相回転及び電路の各部の状態を入念に調査し、異常のないことを確認し、作業を完了するものとする。

以上

（14）防災対策（工事中において、豪雨・強風・異常出水・地震などの発生により、予想できる被害について、その対策を記載する。）

（例）

ア　強風に対する対策

台風等の強風への対策は、屋外施工の場合は、ロープ等にて近辺の建築物、土木構造物に固定し、備える。………以下略

（15）緊急時の対策

ア　事故発生時における対策

事故発生における緊急活動を円滑に実施するため、工事現場には次のような器材を常備する。………以下略

イ　緊急用器材表

器材名	数量	常置場所	備考
安全ロープ	○○ｍ	現場ハウス横	
緊急用具	○個	現場ハウス内	医療救急箱等
○○	○○	○○	○○

Ⅲ－４．主要資材

（例：機械）

主要資材名称	仕様（規格）	数量	製造業者名	検査(確認)	品質証明	備考
○○用配管（弁類）	神戸市型番：V-01 100A、200A	1式	（株）○○○バルブ	目視確認	メーカー検査成績書	
○○用配管	神戸市型番：SGP-V（白）、SUS304TP SGP-VB、JIS G3459(SUS管) / 100A、200A	1式	○○管材	目視確認	ミルシート	
○○用吊上げ装置	チェーンブロック：JIS8802H、SUS304製、1t	1式	○○○（株）	目視確認	メーカー検査成績書	
○○ピット用防臭蓋	FFU(JIS Z2102、Z2113) / 500×500	1式	（株）○○工業	目視確認	メーカー検査成績書	
○○ピット用防食塗装	製品名：○○○ / ガラスクロス：○○	1式	○○○（株）	接着性試験	メーカー検査成績書	
○○ポンプ基礎	生コンクリート：JIS A 5308(21N/m2)	1式	○○生コン、○○工場	スランプ試験	JIS工場配合表提出	
○○	○○	1式	○○	○○検査	○○	

（例：電気）

主要資材名称	仕様（規格）	数量	製造業者名	検査（確認）	品質証明	備考
高圧電力ケーブル	JIS規格適合品	1式	○○電線（株）	目視確認	メーカー検査成績表	据付後に耐力試験を行う
電線ケーブル類	JIS規格適合品	1式	○○電線（株）	目視確認	出荷伝票	
鋼製電線管類	JIS規格適合品	1式	○○鋼管（株）	目視確認	出荷伝票	
○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	1式	○ ○ ○ ○	○○○○	○ ○ ○ ○	

（注１）工事において使用するものについて記載すること。
（注２）工事において、低圧電線・ケーブルのみ使用する場合は、項目をまとめてもよいが、製造業者が異なる場合は、製造業者ごとに区分すること。

Ⅲ－５．施工方法及び施工管理計画

【例：機械】

(1) ○○ポンプ設置

(1-1) ○○ポンプ仕様

ア 形式：立軸渦巻き斜流ポンプ

イ 数量：1台

ウ 要項：口　径：600mm

揚水量：$50m^3/min$

揚　程：8m

出　力：170kW

(1-2) フローチャート

据付手順（フローチャート）については、別紙参照

(1-3) 施工方法

ア ポンプ基礎　：　別紙参照

イ ポンプ据付　：　別紙参照

ウ ポンプ塗装　：　別紙参照

エ ○　○　○　：　○　○　○

………以下略

(1-4) 主要資材

主要資材については、別紙「主要資材表」を参照

(1-5) 施工管理

ア 据付精度：据付精度確認内容については、別紙「出来形管理表」参照
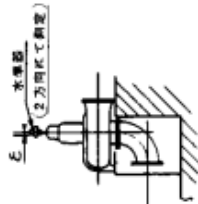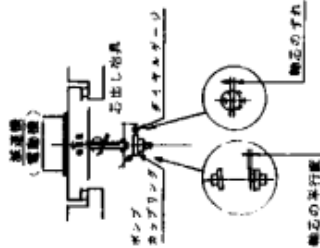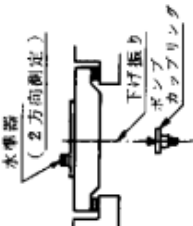
イ 現場試運転：現場試運転確認内容については、

別紙「品質管理計画表」参照

（例：機械）施工方法

ポンプ据付

据付準備　　据付前には必ず現場実測を行い図面寸法との誤差を確認すること。

測 定 項 目	測 定 要 領	測 定 個 所 図
基準線の設定	据付面の基準は、監督職員により指示された基準点(ベンチマーク)から図面寸法及び現地状況により機器の軸芯を通る中心線を決定し、基準面に墨出しをする。 この場合、建屋の柱及び壁など建屋内の配置をチェックし、またポンプが複数台ある場合はその相互の関連を充分に考慮するものとする。	
	減速機(電動機)室床面の基準線より減速機(電動機)その他機器の中心線を誘導し墨出しを行う。	
	ポンプ室床面(下床面)は減速機(電動機)室床面(上床面)の架台基礎中心線より下げ振りを吊り下げ、中心線を写し取りポンプ中心線の墨出しを行う。	
	減速機(電動機)室床、ポンプ室床とも、中心線を基準に架台基礎、ポンプ基礎、弁基礎等の基礎ボルト箱抜穴位置を墨出しする。	
副基準点の設定	副基準点は工事完了後も残置するよう作業に便利な位置、例えば、壁面又はスラブの基準線上に設けることを原則とする。 (同一床面に対して１箇所以上)	
据付基礎の点検	減速機(電動機)室床の架台基礎の高さを基準にして、ポンプ基礎までの垂直距離を確認する。	
	各基礎高さは、ライナー代分が適切にとられているかを確認する。	
埋め込み配管	中心線のずれ、高さの精度、フランジの傾き・振れを確認する。	

（例：機械）出来形管理表

ポンプ据付

測定項目			基準値	測定基準	測定基準参考図
ポンプ本体	中心線のずれ		±2.0mm 以内		水準器（2方向共て測定）
	高さの精度		H±3.0mm 以内		
	水平度		0.05mm/(1m 当り)以内（二次芯出し後）		
ポンプ・減速機(電動機)間	芯出し治具による方法	軸芯のずれ	0.1mm 以内（二次芯出し後）	中間軸の代わりに、芯出し治具(仮シャフト)を取り付ける。 ダイヤルゲージを、芯出し治具にセットし、減速機(電動機)軸を 90°、180°、270°、360° 回転し測定する。	減速機（電動機） 芯出し治具 ポンプカップリング ダイヤルゲージ 軸芯のずれ 軸芯の平行度
		軸芯の平行度(面ずれ)	0.1mm 以内（二次芯出し後）	芯ずれの測定方法に準ずる。	
ポンプ・減速機(電動機)間	下げ振りによる方法	軸芯のずれ	1mm 以内（二次芯出し後）	減速機(電動機)架台の中心から下げ振りを降ろし、ポンプカップリング中心とのずれを測定する。	水準器（2方向測定） 下げ振り ポンプカップリング
		水平度	0.1mm/(1m 当り)以内(二次芯出し後)		

出来形成果表

工種 ： ○○ポンプ設置

測定項目		基準値	測定値（社内）	立会い確認	備考
ポンプ本体	中心線ずれ	±2.0mm			
	高さ精度	H±3.0mm			
	水平度	0.05mm以内			

品質管理計画表

工　種：○○ポンプ設置
数　量：1台

種　別：試運転確認

検査内容	基準	社内検査	立会い確認	備考
電流	定格電流を超過しないこと			
軸受温度	規定値を超過しないこと			
ﾒｶﾆｶﾙｼｰﾙ	漏れないこと			
封水	正常に流れていること			
振動	規定値以内であること			
騒音	規定値以内であること			

種　別：保護装置動作確認

検査内容	基準	社内検査	立会い確認	備考
保護装置動作確認	正常に作動すること			

【例：電気】

(1)　○号汚水ポンプ盤設置

(1-1) ○号汚水ポンプ盤仕様

ア　設置場所：中央電気室

イ　形　　式：鋼板製単位閉鎖垂直自立形（JEM-1425 MW 形、前背面扉付）

ウ　数　　量：1 面

エ　要　　項：寸　法：W700×H(2300+50)×D2000

能　力：真空スイッチ 6.9kV 200A 4kA

電力ヒューズ 7.2kV M50A 40kA

進相コンデンサ　油入自冷式　放電抵抗付

6.6kV 75kVA 60Hz

直列リアクトル　三相　乾式 6.6kV 4.5kVA 60Hz

········以下略

(1-2) フローチャート

据付手順（フローチャート）については、別紙参照

(1-3) 施工方法

ア　盤　基　礎：別紙参照

イ　盤　据　付：別紙参照

ウ　○　○　○：○ ○ ○

········以下略

(1-4) 主要資材

主要資材については、別紙「主要資材表」を参照

(1-5) 施工管理

ア　据付精度：据付精度確認については、別紙「出来形管理表」を参照

イ　現場試験：現場試験確認内容については、別紙「品質管理計画表」参照

········以下略

(2)　○号汚水ポンプ補機盤設置

(2-1) ○号汚水ポンプ補機盤仕様

ア　設置場所：水処理電気室

イ　形　　式：鋼板製単位閉鎖垂直自立形（JEM-1265 A 形、前背面扉付）

ウ　数　　量：1 面

エ　要　　項：寸　法：W1000×H(2300+50)×D2000

能　力：配線用遮断器 3P 100AF

電磁接触器 3P 0.4kW

············以下略

（例：電気）フローチャート

き電盤据付

（例：電気）出来形基準（据付精度）

測定項目		基準値	測定基準	測定基準参考図
チャンネルベース	水　平　度		チャンネルベースの機器据付ベース面の水平度をレベル計により測定をする。	
	直　角　度 平　行　度		基準チャンネルベースよりの直角度、平行度をトランシット、スケールを用いて測定する。 （チェックリスト管理）	
ボルト・ナット類	締付トルク		ボルト・ナット類の現地締付箇所は規定のトルクで締付け、後はボルト・ナットに予め決めた色のチェックマークを施す。	
ＧＩＳ Ｃ－ＧＩＳ	ガ ス 圧 力		規定圧のガス充填がしてあるかを圧力計にてチェックする。	
金属閉鎖スイッチギヤ	盤 内 構 造		目視にて確認。	
	盤間の隙間		目視にて確認。	
列盤面	盤 面 出 面		目視にて確認	

（例：電気）

品質管理基準（各種試験）

<table>
<tr><th>種別・試験内容</th><th>判定方法及び基準</th><th>記録事項</th><th>判定</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>一般外観検査</td><td>・　外観を損なう欠陥の有無及び各部品の取付状況を目視にて確認すること。
・　必要に応じて各部の締付状況をレンチ等で確認すること。</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>接地抵抗試験</td><td>・　接地抵抗計により各種接地箇所の接地抵抗を測定し、下表の値以下であること。
<table>
<tr><td>接地工事の種類</td><td>接地抵抗値</td></tr>
<tr><td>Ａ種接地工事</td><td>１０Ω</td></tr>
<tr><td>Ｂ種接地工事</td><td>変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の１線地絡電流のアンペア数で１５０（変圧器の高圧側の電路又は使用電圧が３５，０００Ｖ以下の特別高圧側の電路と低圧側の電路との混触により低圧電路の対地電圧が１５０Ｖを超えた場合に、１秒を超え２秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が３５，０００以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは６００）を除した値に等しいオーム数</td></tr>
<tr><td>Ｃ種接地工事</td><td>１０Ω（低圧電路において、当該電路に地絡を生じた場合に０．５秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設する時は、５００Ω）</td></tr>
<tr><td>Ｄ種接地工事</td><td>１００Ω（低圧電路において、当該電路に地絡を生じた場合に０．５秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは、５００Ω）</td></tr>
</table></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>絶縁抵抗測定</td><td>・　絶縁耐力試験の前後又は初充電を行う前に絶縁抵抗を測定する。（半導体応用機器及び高感度計器を取外すこと）
（1）　絶縁抵抗計の選定
<table>
<tr><td>絶縁抵抗計の定格</td><td>有効測定範囲</td><td>測定区分</td></tr>
<tr><td>500V　100MΩ</td><td>0.1 ～ 100MΩ</td><td rowspan="2">低　圧　回　路</td></tr>
<tr><td>500V　1000MΩ</td><td>1 ～1000MΩ</td></tr>
<tr><td>1000V　2000MΩ</td><td>0.2 ～2000MΩ</td><td>特別高圧回路</td></tr>
</table>
（2）　低圧電路
低圧電路の電線相互間及び電路と大地間の絶縁抵抗は、新設工事については、開閉器で区分回路毎に測定して 10MΩ以上機器接続後測定して 2MΩ以上であること。</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>絶縁耐力試験</td><td>・　耐圧試験装置を用いて、下表に基づいて絶縁耐力試験を行うこと。
（1）　特別高圧電路（22/33kV）
<table>
<tr><td>電路の種類</td><td>試験電圧</td></tr>
<tr><td>最大使用電圧が 7000V を超え、60,000V 以下の電路</td><td>最大使用電圧の 1.25 倍の電圧</td></tr>
</table>
（2）　特別高圧器具（22/33kV）
<table>
<tr><td>電路の種類</td><td>試験電圧</td></tr>
<tr><td>最大使用電圧が 7000V を超え、60,000V 以下の器具</td><td>最大使用電圧の 1.25 倍の電圧</td></tr>
</table>
（注）試験電圧を連続して 10 分間加えて異常がないこと。</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>動作試験
（シーケンス試験）</td><td>・　展開接続図に基づいて、開閉操作、動作表示、インターロック、警報表示が正常であること。
インターロック重要項目
1) 受電２回線引込時の受電しゃ断器間の相互インターロック
2) 断路器と遮断器のインターロック</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>継電器試験</td><td>・　継電器試験装置により継電器の最小タップ、設定タップの最小動作値（電流・電圧）及び最大レバーの限時特性、位相特性等を測定すること。準拠規格はＪＩＳ及びＪＥＣによる。</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（注）実際に行う項目を記載すること。

Ⅲ－６．緊急時の体制及び対応

（例）災害・事故発生時連絡表

緊急時は次の表により連絡を実施します。
なお、緊急時の連絡及び措置が迅速に実行できるように、定期的に教育及び訓練を行い、この連絡表は、現場事務所及び工事現場内等に掲示しておきます。

Ⅲ－７．交通管理
～省略～

Ⅲ－８．環境対策
～省略～

Ⅲ－９．現場作業環境の整備
～省略～

出来形成果表
（例：電気）

○号汚水ポンプ盤

試験項目	記録事項	摘要
一般外観検査	検査結果、検査日、天候、気温、湿度、測定者名、測定器具名称、形式	
接地抵抗試験	試験結果、試験日、天候、気温、湿度、試験者名、試験器具名称、形式	
絶縁抵抗測定	被測定回路範囲、測定結果、測定日、天候、気温、湿度、測定者名、測定器具名称、形式	
絶縁耐力試験	試験回路、被試験回路範囲、試験結果、試験日時、天候、気温、湿度、試験者名、試験器具名称、形式	
継電器試験	試験回路、試験結果、試験日、天候、気温、湿度、試験者名、試験器具名称、形式	
動作試験（シーケンス試験）	試験結果、試験日、天候、気温、湿度、試験者名、対象機器名	

Ⅲ－１０．再生資源の利用の促進と建設副産物の適性処理方法

（例）
ア　再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書の提出
本工事で発生する土砂の搬出にあたっては、再生資源利用〔促進〕計画書を、または工事完了後は同実施書を本市及び本市の指示する機関に提出し、
…以下略

・　再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書　………　別紙参照

イ　建設副産物搬出計画
・　鉄筋・無筋コンクリートの処分
設計では、鉄筋・無筋コンクリートの処分先が○○処分地い指定されているので、全て運搬処分するものとする。

鉄筋・無筋コンクリート処分量(m^3)

	既設○○ポンプ基礎	既設××ポンプ基礎	既設○○配管基礎	○○基礎	計
鉄筋	***.**	***.**	***.**	***.**	***.**
無筋	****.**	****.**	****.**	****.**	****.**
計	****.**	****.**	****.**	****.**	****.**

処 分 先　：　○○区○○町○○－○○　○○処分地
運搬業者　：　（株）○○○鉱業

ウ　その他の産業廃棄物処分
撤去工事で発生する混合廃棄物は、全て産業廃棄物として処分する。
なお、下記処分場では廃棄物を全て分別し、リサイクルする。

処分業者　：　○○区○○町○○－○○　（株）○○○鉱業
運搬業者　：　（株）○○○鉱業

Ⅲ－１１．その他
（例）
（12－1）関係官庁等手続き（機械・電気設備に関係する全ての手続きを記載する）
（例）
ア　ボイラ設置届、ボイラ落成検査申請書等の作成及び所轄労働基準監督署への手続き。

イ　危険物貯蔵所設置許可申請書等の作成及び所轄消防署への手続き。

ウ　特定施設設置届出書（騒音・振動・ばい煙）等の作成及び本市環境局への手続き。

エ　自家用電気工作物の設置等の作成及び近畿通産局への手続き

オ　受電申込書の作成及び関西電力（株）への手続き。

カ　…………………以下略

工事記録写真帳作成要領

１．一般事項

(1)　工事写真は、工事完成後の検査において、工事が適切に行われたことを示す重要な資料となるので、請負人は責任を持って工事過程を撮影しなければならない。

(2)　写真はすべてカラー撮影とし、原則としてデジタルカメラで撮影すること。撮影した写真は3枚ずつに分け、A4用紙1ページにフルカラー印刷すること。写真1枚のサイズは120㎜×80㎜程度とし、3年以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(3)　写真を印刷したA4用紙はリングファイル又はパイプファイルに綴じて写真帳とし、表紙及背表紙をつけること。(A図参照)

(4)　電子媒体の記録形式は、JPEGとし、非圧縮～圧縮率1／8までとし必要な文字・記号が読めることとする。原則としてCD-Rで提出する。(CD‐Rは、ケースに入れ工事名を記入した背表紙を付けること)

画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員に承諾を得た場合は、回転・パノラマ・全体の明るさの補正程度は認めるものとする。

2．撮影要領

(1)　工事写真の撮影にあたっては、工事完成時を想定したアングルとし、露出不足(ストロボの光量不足)にならないよう配慮すること。

(2)　撮影対象の寸法・形状が判別できるように箱尺、リボンテープ等を添えて撮影する。

(3)　説明用黒板は「B図」に例示するものを使用し、工事名、工事内容の説明、請負人名を記入する。撮影時に黒板によって撮影対象物が隠れないように注意すること。

(4)　施工中の写真は、完成状態において確認の困難な部分を重点的に撮影するものとする。

原則として、一つの工程が完了した状態(以下出来形写真という。)で写真撮影をすること。ただし特定の工程を行った後、対象物が残らないものについては、施工状況(以下状況写真という。)を撮影すること。

3．撮影対象

(1)　下記の一覧表は、撮影項目の標準を示すもので、工種・工程の重要度に応じて、監督員が増減を指示することがある。

工　種　等	撮　影　対　象
工事着手前	(1)　工事箇所の全景写真（完成時を想定してアングルを決めること。また、必要に応じて、追い写真あるいはパノラマ写真としてもよい。） (2)　重要部分の詳細
工事完成後	工事着手前と同一場所、同一アングルの写真

工　種　等	撮　影　対　象
コンクリート基礎工事	(1) 墨出し状態 (2) 既設コンクリート面目荒らし状態 (3) 内在筋はつり出し状態 (4) 配筋組立て状態（箱尺、リボンテープ等により鉄筋間隔、鉄筋径、継手を明示する。） (5) コンクリート打設前の状態（型枠、打設面の洗浄を明示する。） (6) 現場練りの場合は材料、配合、練り混ぜ状況を示す。 (7) コンクリート打設、締め固め、金ゴテ押さえ状況 地中に基礎を設ける場合は、コンクリート杭の打ち込み状況、栗石、捨てコンクリート工等を撮影する。
材料搬入	(1) 搬入材料の品名、品質、規格表示 (2) 塗料は開缶前のもの全数を集めて撮影する。 (3) 受け入れ検査状況
機器据付	(1) アンカーボルトの固定、ライナ調整部 (2) 芯出し作業、その他完成後確認の困難な部分 (3) 配電盤、現場操作盤等の取付け、支持状況、接地線の接続 受け入れ検査、据付検査、性能検査(試運転)
配管工事等	(1) 機器取り合い部分の取付け、支持状況 (2) バルブ、曲管、分岐管、伸縮・可とう管等の異形管部分 (3) コンクリート水槽の壁貫通部（埋め込み前・防水処理） (4) 埋設、コンクリート貫通部のはつり、モルタル等の補修状況 (5) 防火区画貫通部処理状況 (6) 被覆前配管の材質表示マーク (7) 気密試験中の状況写真（圧力の指示を撮影）
配線工事	(1) ケーブルピット、ダクト、ピット、プルボックス内のケーブル敷設状況 (2) ケーブル端末処理工程 (3) 防火区画貫通部処理状況
接地工事	接地極と導線の接続及び埋設状況
ラック・ダクト工事	(1) 取付状況 (2) 防火区画貫通部処理状況
塗装工事	(1) 下地処理後、下塗り、上塗りの各工程 (2) 汎用品の塗装工程は除く。
埋設工事	(1) 掘削前又は墨出し状態 (2) 埋設状態（箱尺、リボンテープ等により寸法、深さを明示する。） (3) 既設埋設物（出現状態、保護施工状態） (4) 砂基礎工、埋め戻し工、路面等復旧工
試験・試運転写真	各種試験及び測定状況

（付録－６）

工　種　等	撮　影　対　象
機器製作	(1) 工場製作、主要部材、溶接部分、下地処理後、塗装各工程、出来形、銘板(但し、配電盤の塗装工程は除く。) (2) 分割搬入する機器については分割状態 (3) 検査(品質、性能検査)
撤去物写真	撤去物写真
安全教育写真	実施状況等
仮設事務所掲示板	施工体制及び安全管理体制等
指定仮設	(1) 仮設物の完成写真 (2) 組立および解体状況が分かる写真
その他	その他

４．編集要領

(1) 写真帳は、必要に応じて分冊する。

(2) 写真帳の記載欄には写真の説明、撮影年月日、JPEG 形式ファイル番号(通し番号等で、写真帳と対比できるもの)を記入する。

(3) 分冊する場合は総目次を各冊子の表紙裏側に貼り付け、分冊の構成がわかるようにする。(「C図」参照)

(4) 同仕様の設備については、写真帳への編集では、着手前・完成のみを貼り付け、施工写真はそのうちの１つについて各工程を追ったもので代表することができる。ただし CD-R には、すべての JPEG 形式をファイルすること。

(5) 現場塗装の仕上げ塗装状態は、完成写真として貼られたものでかえる。

(6) 写真帳の始めには、工事着手前と完成後の同一アングルの写真を左右に並べ、比較できるようにし、その後に施工中の写真を綴る。

(7) 写真帳の編集順序は原則として下記による。また、インデックス等により検索がしやすしようにする。

ア．着手前・完成（設備・機器の編集順序は仕様書の順とする）

イ．基礎工事写真（必要に応じて詳細写真を貼る）

ウ．機器据付施工写真（機器基礎のモルタル仕上げ及び搬入状況は、この項に入れてもよい）

エ．配管・配線・サポート・架台据付施工写真（架台等の根巻き及び材料の搬入状況はこの項に入れてもよい。）

オ．現地塗装写真

カ．埋設工事写真

キ．試験・試運転写真

ク．工場製作写真、工場塗装写真

ケ．撤去物写真

コ．安全教育実施状況、仮設事務所掲示看板

写真で対象物がわかりにくい場合には、写真に赤矢印を貼り付けてわかりやすくする。また、施工範囲が広い場合は縮小図等により撮影場所、撮影方向がわかるようにする。

（付録－６）

〔A 図〕工事写真帳表紙・背表紙

（付録－６）

工　事　名	
撮 影 対 象	（機器名または施工場所）
状 況 説 明	
請　負　人	

〔B 図〕説明用黒板（例）

分冊番号	小分冊番号	設備範囲	工事内容
１／７	１／３	機械設備	着手前、完成、基礎工
２／７	２／３	同上	据付、配管、塗装
３／７	３／３	同上	工場製作
４／７	１／４	電気設備	着手前、完成、基礎工
５／７	２／４	同上	据付、配線、配管
６／７	３／４	同上	架台、塗装
７／７	４／４	同上	工場製作

〔C 図〕目次記入例

完成図書作成要領

1. 一般事項

完成図書は、設備の維持管理上重要な資料であるから、請負人は責任をもって、設備引き渡しまでに作成しなければならない。

2. 編集要領

(1) 完成図書の編集は「完成図書編集例」(表　付7)による。
(2) 図面には図面来歴欄を設ける。(B 図参照)
(3) 図面は A4 サイズに折り、右肩にゴム印(約 20mm 角)で番号をつける。(C 図参照)
(4) カラーインデックスに番号(I～X)及び項目名を記入して各項目の初めに入れ、その後に目次を入れる。
(5) 各分冊の厚さは 10cm を超えないものとし、各分冊に総目次を入れること。

3. 装丁

(1) 完成図書は A4 版、ビスどめ製本(4 本ビス)とする。
(2) 表紙は厚祇で、色は下記とする。
　ア　機械設備工事:黒　色
　イ　電気設備工事:緑　色
(3) 表紙には年度、下記の事項を記入する。記入文字は、事業別のみ赤色とし、これ以外は金色とする。
　ア　事業別(公共又は市単)
　イ　工事名称
　ウ　設備範囲
　エ　分冊番号
　オ　請負人名

4. 電子媒体に記録する完成図書

完成図書の提出について、監督員が指示した場合は、電子媒体にて提出しなければならない。その場合の電子媒体作成の要領については、神戸市建設局下水道河川部の「工事完成図書の電子納品要領」に規定しているので、これを遵守しなければならない。

表 付－7 完成図書編集例

機械設備の場合	電気設備の場合
Ⅰ 工事概要 1 工事名 2 工事場所 3 工期 4 請負金額 5 工事目的 6 工事内容 **Ⅱ 完成図面** 1 全体配置図(位置図) 2 フローシート 3 配置図 4 配管図 5 外形図(購入機器は購入仕様書とも) 6 組立図 7 基礎図 **Ⅲ 各種特殊工事仕様書等** 1 塗装仕様書 2 被覆仕様書 3 各種計算書 4 その他(特許権認定証明書等) **Ⅳ 各種リスト(工具、付属品)** **Ⅴ 銘板の写し** **Ⅵ 工場検査データ** **Ⅶ 現地試験データ** **Ⅷ 取扱説明書** **Ⅸ 運転指導書** **Ⅹ 故障時連絡先一覧表**	**Ⅰ 工事概要** 1 工事名 2 工事場所 3 工期 4 請負金額 5 工事目的 6 工事内容 **Ⅱ 工事図面** 1 全体配置図 2 機器配置図 3 配線系統図 4 施工図（配管・配線、架台・ラック・ダクト 計装機器、防火区画部等） 5 機器外形図、器具内部配置図 6 システム構成図・電源系統図 7 操作・計装フローシート 8 フローシート（機械設備） **Ⅲ 各種結線・接続図** 1 単線結線図 2 三線結線図 3 展開接続図（プログラマブルコントローラ 等各種リストを含む） 4 外部端子接続図 **Ⅳ 既設機能増設関連資料** **Ⅴ 各種機器仕様書等** 1 盤製作仕様書(塗装仕様書含む) 2 システム機能・計装機器仕様書 3 各種計算書・仕様書(＊1) **Ⅵ 各種リスト(工具、付属品)** タイマー・インバータ・警報設定器・調節計等 各種設定表も含む(電子データ一式含む) **Ⅶ 機器リスト** (設備機器台帳:電子データで本市が支給する書式のもの) **Ⅷ 工場検査データ** **Ⅸ 現地試験データ** **Ⅹ 取扱説明書** **Ⅺ 運転指導書** **Ⅻ 故障時連絡先一覧表**

＊1 計算書: 短絡容量、変圧器・無停電電源装置・コンデンサ容量、盤内熱量上昇等各種
耐震計算書、保護リレー整定・ケーブルサイズ等各種計算書
仕様書: 防火区画認定工法等各種仕様書

〔 A 図 〕

<table>
<tr><td colspan="7">図　　面　　来　　歴</td></tr>
<tr><td>マイクロ番号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>事　業　名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>工　事　名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>図面名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>図面番号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>縮　　尺</td><td colspan="3"></td><td>単　位</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>課 長</td><td>係 長</td><td>照 査</td><td>設 計</td><td>製 図</td><td colspan="2">製 図 年 月</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">平成　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="7">全　　枚の　　号　　神戸市建設局</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">図　　面　　来　　歴</td></tr>
<tr><td>マイクロ番号</td><td></td><td>平成 年度 下水道事業</td></tr>
<tr><td>工　事　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>図面名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">全　枚の　号　神戸市建設局</td></tr>
</table>

〔 B 図 〕

A1サイズの場合
切　断
折り目
通し番号
図面来歴

A2サイズの場合
A3サイズの場合
通し番号
図面来歴
通し番号
図面来歴

〔 C 図 〕

（付録－８）

マイクロフィルム作成要領

完成図書(機械Ⅰ完成図面、電気Ⅰ完成図面、Ⅱ各種結線図・接続図のうち図面に類するもの)のうち、監督員が指示する図面を下記の要領でマイクロフィルムに撮り、マイクロフィルムスキャニング仕様書にもとづきＣＤ－Ｒを作成する。

(1)　１枚の図面をたて 32mm×よこ 45mm の１コマに、下記の縮小率でスケールを添えて撮影する。

サ　イ　ズ	縮　小　率
Ａ　1	1／21
Ａ　2	1／15
Ａ　3	1／12
Ａ　4	1／８

(2)　5 コマ１組を１つのストリップと称する。図面は黒地に白く写しだすこと。1 つのストリップの両側には、下記の様式どおり半コマずつのターゲットをつける。左側のターゲットには、その工事図面の始まりの場合には、「START」、分類番号、分冊番号、図番を 4 列に、継続する場合には、分類番号、分冊番号、図番を 3 列に分けて写す。右側のタ一ゲットには、その工事の図面が続く時は、「To be continued」、終りの時は「The End」と黒地に白文字を写す。また、コマとコマの間隔は 4mm とし、フィルム濃度は 1.2 とする。

(3)　分類番号、分冊番号、図番は監督員の指示による。

(4)　5 コマの途中でその工事の図面が終った場合は、残りのコマに×印を写しておく。

(5)　撮影後のフィルムはキズ及び指紋をつけないよう取扱いには十分注意し、ロールの巻きぐせをとったあと、図に示すような 5 コマ毎のストリップに切断して提出すること。
また、マイクロフィルム整理簿ファイル（本市が支給するファイル）に図面名称を番号に従って入力し（記入例参照）A4 用紙に出力したものをマイクロフィルムならびにマイクロフィルムスキャニング仕様書にもとづくＣＤ－Ｒと共に提出する。
なお、提出するマイクロフィルムが 100 枚を超える場合は、所定のフィルムケース（本市が支給する）に入れ、マイクロフィルム整理簿は、本市支給の厚紙に貼付けた状態で提出する。

(6)　スケールは薄く平らで、目盛りが大きく鮮明なものを使用すること。

(7)　機械完成図面のうち直接材料については、手動チェンブロック、350A 以下の弁類等の標準的なものについてのマイクロフィルムは不要とする。また、機器の標準仕様書、付属品等の小図面(A3、A4 サイズ)をマイクロフィルムにする場合は、できるだけまとめてフィルム枚数を少なくする。

(8)　電気各種結線図・接続図のうち、シーケンスコントローラのシーケンスのマイクロフィルムは不要とする。

(付録－8

マイクロフィルムスキャニング仕様書

完成図書で作成したマイクロフィルムを下記の要領でスキャニングし、電子データ及び管理表（ＭＦリスト）を作成する。

1．スキャニング仕様及び保存方法

スキャニング仕様

・ファイル形式 ： ＴＩＦ(G4)形式　300dpi

（スキャニング後データは原寸サイズとし、上記解像度は原寸サイズでの値とする。）

保存方法

・保存媒体　：　ＣＤ－Ｒ(650MB)

・ファイル名称 ： フィルム番号を結合した連続番号(半角英数大文字)

（頭に“0”を付けて 2 グループ目を 4 桁、3 グループ目を 3 桁とする。）

例　フィルム番号 B1418-17-38 の場合　　　B14180017038.tif

5 文字　4 桁 3 桁

・保存方法　：　フィルム番号の 2ﾌﾞﾛｯｸ目の値毎でフォルダを作成し格納する。

例　スキャニングデータが B1418-17-21～B1418-18-70 である場合

B1418-17-21 の-（ハイフン）は、必ず 0 に置き換えて下さい。

なお、B1418 の先頭アルファベットＢが全角のＢとなりやすいのでご注意下さい。

2．管理表（ＭＦリスト）の作成及び保存方法

スキャニングと同時に管理表（ＭＦリスト）を作成し、フィルム電子データを保存したＣＤ－Ｒに併せて保存する。管理表（ＭＦリスト）は Microsoft 社 Excel (Windows 版)で、本市書式指定の入力ファイルを支給する。

（管理表：ＭＦリスト作成記入例）

行番	MFID ①	工事ID ②	マイクロ番号分類 ③	分冊番号 ④	図面番号 ⑤	図面名称 ⑥	図面有無 ⑦	原稿種別 ⑧	拡張子 ⑨
1	B14180017038	4000000260	B1418	0017	038	使用表	有	マイクロ	.tif
2	B14180017039	4000000260	B1418	0017	039	電気室機器配置平面図	有	マイクロ	.tif
3	B14180017040	4000000260	B1418	0017	040	配線系統図（その１）	有	マイクロ	.tif
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

①　ＭＦＩＤ　　　　：　マイクロフィルムデータのファイル名称
②　工事ＩＤ　　　　：　該当する工事ＩＤ
③　マイクロ番号分類　：　ＭＦＩＤの頭から５文字
④　分冊番号　　　　：　ＭＦＩＤの頭６文字目から４文字
⑤　図面番号　　　　：　ＭＦＩＤの頭１０文字目から３文字

237

（付録－8

⑥　図面名称　　　　　　：　図面の名称
・必ず、図面の中身内容が読み取れるもの。
「展開接続図」のみでは、不可。
・「展開接続図　電源切り替え回路」等、固有のもので同等の場合には、連番等を付記する。
・同じ図面名称が続くと、その中身が判別出来ないので、具体的な内容あるいは通し番号を必ず付記する。
・文字等は省略なく入力・表示すること。
見えかかり上、図面名称等セル幅を広げないと見えなくても構わない。
・下表、使用禁止文字一覧に示す文字は使用できない。

⑦　図面有無　　　　　　：　図面の有無
「有」もしくは「無」をプルダウンより選択する。

⑧　原稿種別　　　　　　：　原稿の種別

⑨　拡張子　　　　　　　：　ファイル形式に基づく拡張子

※①～⑤、⑧、⑨（網掛け部分）については、本市により既に記入済みであり、変更はできない。
※マイクロ番号は5単位で発番されるため、不要な行がある場合、⑥ 図面名称は空白、⑦ 図面有無は「無」とする。
※ファイル名は正式な工事名を先頭にして「◇◇処理場○○○工事管理表（ＭＦリスト)」とする。
※この管理表（MF リスト）ファイルは、施設設備情報システムに取り込む為のデータである。

（使用禁止文字）

使用禁止文字一覧															
	｡	｢	｣	､	･	ｦ	ｧ	ｨ	ｩ	ｪ	ｫ	ｬ	ｭ	ｮ	ｯ
ｰ	ｱ	ｲ	ｳ	ｴ	ｵ	ｶ	ｷ	ｸ	ｹ	ｺ	ｻ	ｼ	ｽ	ｾ	ｿ
ﾀ	ﾁ	ﾂ	ﾃ	ﾄ	ﾅ	ﾆ	ﾇ	ﾈ	ﾉ	ﾊ	ﾋ	ﾌ	ﾍ	ﾎ	ﾏ
ﾐ	ﾑ	ﾒ	ﾓ	ﾔ	ﾕ	ﾖ	ﾗ	ﾘ	ﾙ	ﾚ	ﾛ	ﾜ	ﾝ	ﾞ	ﾟ
㍉	㌔	㌢	㍍	㌘	㌧	㌃	㌶	㍑	㍗	㌍	㌦	㌣	㌫	㍊	㌻
㎜	㎝	㎞	㎎	㎏	㏄	㎡									㍻
〝	〟	№	㏍	℡	㊤	㊥	㊦	㊧	㊨	㈱	㈲	㈹	㍾	㍽	㍼
≒	≡	∫	∮	∑	√	⊥	∠	∟	⊿	∵	∩	∪			
￥	～	＼	―	∥	｜	￠	￡	￢							

半角

※一覧以外に、以下の文字は文字化けする可能性があるため、使用できない。
・ユーザ外字（外字エディタなどのアプリケーションを用いて追加した文字)
・第三水準文字
・第四水準文字
※表中の”｡”、”｣”などは半角カナの記号であり、一般的な”。”、”」”等は使用できる。
※表中の”―”は、「ダッシュ」と呼ばれる記号であり、一般的な「ハイフン」”-”や「長音」”ー”は使用できる。

238

3．提出物（ＣＤ－Ｒ）のラベル仕様

スキャニングデータ及び管理表を保存したＣＤ－Ｒのラベルを以下のように作成すること。
内容については、下記の項目をＭＳゴシック体、９ﾎﾟｲﾝﾄ以上、黒文字印刷とする。

・契約番号：半角英数大文字で記入すること。
・年　　度：半角文字とし、複数年度工事は「・」で接続し全ての年度を記入すること。
・事 業 別：「公共」又は「市単」のどちらかを記入すること。
・工 事 名：全角大文字とし、施設名のあと１文字の空白を設けて最大２段書きとする。
・マイクロフィルム番号
　：半角英数大文字で、保存したデータ番号の最初と最後を記入すること。
・ＣＤ分割番号：半角文字で「分割番号／分割総枚数」の順に記入すること。
・請負業者名：全角大文字で記入すること。

［記入例］

4．その他

・本仕様書に定めない事項等疑義を生じた場合については、本市担当者と協議により定めるものとする。

239

(付録－8

マイクロフィルム整理簿（記入例）

Ｂ － １ ４ １ ８ － ３８

年度	工事名称		1	2	3	4	5
		01					
		06					
		11					
		16					
		21					
		26				44	
		31					
17	高尾山ﾚｰﾀﾞｻｲﾄ受変電設備補修	36	仕様表	電気室機器配置平面図	単線結線図	配線系統図	機器詳細接続図
		41					
		46					
		51					
		56					
		61					
		66					
		71					
		76					
		81					
		86					
		91					
		96					

240

社内（工場）検査実施の順序

社内（現場）検査の順序

請負人
監督員
施工計画書作成
検査日時も連絡
施工計画書提出
N
実施工程表の提出指示
Y
監督員より立会の有無を連絡。
実施工程表作成
検査日時も連絡
実施工程表提出
工程開始
検査立会の有無
Y
N
N
作業中の工程あり
Y
現場作業
検査要領書作成
必要に応じて作成すること。
検査要領書提出
作業終了
検査（確認）は立会にて行う
検査（確認）は立会わない
検査終了後ただちに作成すること。
社内(現場)検査等
社内検査試験成績表作成
社内検査試験成績表提出
監督員の確認も同時に行うことがある。
手直し指示あり
検査（確認）
※ 立会わない場合でも検査内容は確認する。
手直し指示なし又は手直しを確認
工程終了
N
全ての工程が終了？
Y
工事全てについての社内(現場)検査等
社内検査試験成績表作成
検査試験成績表の社内審査
社内（現場）検査報告書作成
社内（現場）検査報告書提出
全工程の試験検査成績表について社内審査を行う。

神戸市工事請負契約約款

平25．6．1発注分から適用

（総　則）

第１条　神戸市（以下「甲」という。）及び請負人（以下「乙」という。）は，この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき，設計図書（別冊の設計書，図面（甲の承諾を必要とする乙が作成した詳細図等を含む。），仕様書及び質疑回答書をいう。以下同じ。）に従い，日本国の法令を遵守し，この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　乙は，契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し，工事目的物を甲に引き渡すものとし，甲は，その請負代金を支払うものとする。

３　仮設，施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については，この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き，乙がその責任において定めるものとする。

４　乙は，この契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

５　この約款に定める請求，通知，報告，申出，承諾及び解除は，書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は，日本語とする。

７　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は，日本円とする。

８　この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は，設計図書に特別の定めがある場合を除き，計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

９　この約款及び設計図書における期間の定めについては，民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は，日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については，日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（関連工事の調整）

第２条　甲は，乙の施工する工事と甲の発注に係る第三者の施工する他の工事とが施工上密接に関連する場合において，必要があるときは，その施工につき，調整を行うものとする。この場合においては，乙は，甲の調整に従い，第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（工事内訳明細書及び工事工程表）

第３条　乙は，この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて，工事内訳明細書（以下「内訳書」という。）及び工事工程表を作成し，甲に提出しなければならない。

２　内訳書及び工事工程表は，甲及び乙を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条　乙は，この契約の締結と同時に，次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし，甲においてその必要がないと認めた場合は，この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項第５号の場合においては，履行保証保険契約の締結後，直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

３　第１項の保証に係る契約保証金の額，保証金額又は保険金額（第５項において「保証の額」という。）は，請負代金額の 100分の３以上としなければならない。ただし，次の各号の一に該当する場合は，その額を請負代金額の 100分の10以上としなければならない。

(1) 締結する契約が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372号）第４条に規定する特定調達契約である場合

(2) 乙がこの契約に係る入札において低入札価格調査（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の10第１項（同令第 167条の13において準用する場合を含む。）の規定に係る調査をいう。）を受けた場合

４　第１項の規定により，乙が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは，当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし，同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは，契約保証金の納付を免除する。

５　請負代金額の変更があった場合には，保証の額が変更後の請負代金額の 100分の３（第３項各号の一に該当する場合は 100分の10）に達するまで，甲は，保証の額の増額を請求することができ，乙は，保証の額の減額を請求することができる。

６　甲は，工事目的物が検査に合格し，かつ引渡しを受けたのちに，第１項第１号の契約保証金又は同項第２号の有価証券等を乙に返還するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第５条　乙は，この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。ただし，あらかじめ，甲の承諾を得た場合は，この限りでない。

２　乙は，工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第１項の規定による検査に合格したもの及び第36条第５項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し，貸与し，又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし，あらかじめ，甲の承諾を得た場合は，この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６条　乙は，この契約の履行について，工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第７条　乙は，下請負人を決定したときは，直ちに甲にその商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第８条　乙は，工事の施工に，特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料，施工方法等を使用する場合には，その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（監督員）

第９条　甲は，監督員を置き，その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は，この約款の他の条項に定めるもののほか，設計図書に定めるところにより，次に掲げる権限を有するものとする。

(1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示，承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のために乙が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理，立会い，工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　前項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は，原則として，書面により行わなければならない。

４　この約款に定める請求，通知，報告，申出，承諾及び解除については，設計図書に定めるものを除き，監督員を経由して行うものとする。この場合においては，監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条　乙は，次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し，設計図書に定めるところにより，その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) ア　主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項の工事の場合には専任の技術者。以下同じ。）

　イ　監理技術者（建設業法第26条第３項の工事の場合には専任の技術者。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）

２　現場代理人，主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は，これを兼ねることができる。

３　乙又は乙の現場代理人は，工事現場に常駐し，その運営，取締り及び工事に関する一切の事項の処理を行わなければならない。

４　甲は，前項の規定にかかわらず，現場代理人の工事現場における運営，取締り及び権限の行使に支障がなく，かつ，甲との連絡体制が確保されると認めた場合は，現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

（履行報告）

第11条　乙は，設計図書に定めるところにより，契約の履行について甲に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置要求）

第12条　甲は，現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは，乙に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求できる。

2　甲又は監督員は，主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人，労働者等で，工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは，乙に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3　乙は，監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは，甲に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求することができる。

（工事材料の検査）

第13条　乙は，設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については，当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において，検査に直接要する費用は，乙の負担とする。

2　監督員は，乙から前項の検査を請求されたときは，請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

3　乙は，検査の結果不合格と決定した工事材料については，監督員の指示により，当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出し，引き取らなければならない。

4　乙は，工事現場に搬入した検査合格済工事材料を，監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5　甲は，工事材料に第１項の検査の際，発見することが困難であった隠れたかしがあり，使用に適当でないと認めたときは，乙に対して，必要な措置を請求することができる。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条　乙は，設計図書において，調合，試験，又は見本検査を要するものと指定された工事材料については，監督員の立会いを得て調合し，試験し，又は当該見本検査を受け合格したものでなければこれを使用してはならない。

2　乙は，設計図書において，監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については，当該立会いを受けて施工しなければならない。

3　乙は，設計図書及び監督員の指示により，見本又は工事写真等の記録を整備し，監督員の請求があったときは，当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

4　乙は，監督員に第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求するときは，事前に連絡しなければならない。この場合において，監督員が，乙の請求に７日以内に応じられないため，その後の工程に支障をきたすときは，乙は，監督員に通知した上，当該立会い又は見本検査を受けることなく工事材料を調合して使用し，又は工事を施工することができる。この場合において，乙は，当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し，監督員の請求があったときは，当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

5　第１項，第３項又は前項の場合において，見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は，乙の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条　甲から乙への支給材料及び貸与品の品名，数量，品質，規格又は性能，引渡場所及び引渡時期は，設計図書に定めるところによるものとする。

2　甲は，必要があると認められるときは，前項の引渡場所及び引渡時期を変更できるものとする。

3　甲は，前項の場合において，必要があると認められるときは，工期若しくは請負代金額を変更し，又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

4　甲は，支給材料又は貸与品について，甲の負担において，乙への引渡しを行うまでに，当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。

5　乙は，支給材料又は貸与品の引渡しを受けた場合において，その品名，数量，品質，規格又は性能が設計図書の定めと異なり，又は使用に適当でないと認めたときは，その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

6　乙は，支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは，引渡しの日から７日以内に，甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。この場合において，支給材料については，受払簿を設けてその用途を明確にし，工事完成後その受払計算書を甲に提出しなければならない。

7　乙は，支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

8　乙は，支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後，当該支給材料又は貸与品に第５項の引渡しの際発見することが困難であった隠れたかしがあり，使用に適当でないと認めたときは，その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

9　乙は，設計図書の定めるところにより，工事の完成，設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は使用済の貸与品があるときは，直ちに甲に返還しなければならない。

10　乙は，自己の責に帰すべき理由によって支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し，又はその返還が不可能となったときは，甲の指定する期間内に甲が相当と認める代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条　甲は，工事用地その他設計図書において甲の提供するものと定めた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは，その定められた日）までに確保しなければならない。

2　乙は，確保された工事用地等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

3　工事の完成，設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において，当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料，建設機械器具，仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは，乙は，当該物件を撤去するとともに，当該工事用地等を修復し，取り片付けて，甲に明け渡さなければならない。

4　前項の場合において，乙が正当な理由なく，相当の期間内に当該物件を撤去せず，又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは，甲は，乙に代わって当該物件を処分し，工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては，乙は，甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず，また，甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5　第３項に規定する乙のとるべき措置の期限，方法等については，甲が乙の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第17条　乙は，工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において，監督員がその改造を請求したときは，当該請求に従わなければならない。この場合において，乙は，請負代金額の増額又は工期の延長を請求することはできない。ただし，当該不適合が甲の責に帰すべき事由によるときは，甲は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2　甲は，必要がある場合には，工事施工中において，随時検査を行うことができる。

3　監督員は，乙が第13条第１項又は第14条第１項から第３項までの規定に違反した場合において，必要があると認められるときは，工事の施工部分を破壊して検査することができる。

4　前項に規定するほか，監督員は，工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において，必要があると認められるときは，当該相当の理由を乙に通知して，工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

5　前２項の場合において，検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

（設計図書と工事現場の状態との不一致等）

第18条　乙は，工事の施工に当たり，次の各号の一に該当する事実を発見したときは，その旨を直ちに監督員に通知し，その確認を請求しなければならない。

(1)　設計書，図面，仕様書，共通仕様書及び質疑回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2)　設計図書に誤謬又は脱漏があること

(3)　設計図書の表示が明確でないこと

(4)　工事現場の形状，地質，湧水等の状態，施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

(5)　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

2　監督員は，前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項に掲げる事実を発見したときは，乙の立会いの上，直ちに調査を行わなければならない。ただし，乙が立会いに応じない場合には，乙の立会いを得ずに行うことができる。

3　甲は，乙の意見を聴いて，調査の結果をとりまとめ，乙に対して必要な指示を与えなければならない。
4　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において，必要があると認められるときは，次の各号に掲げるところにより，設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
(1) 第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し，設計図書を訂正する必要があるもの　甲が行う。
(2) 第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの　甲が行う。
(3) 第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの　甲乙協議して甲が行う。
5　前項の規定により，設計図書の訂正又は変更が行われた場合において，甲は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条　甲は，必要があると認められるときは，設計図書の変更内容を乙に通知して，設計図書を変更することができる。この場合において，甲は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条　甲は，必要があると認められるときは，工事の中止内容を乙に通知して，工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において，甲は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（乙の請求による工期の延長）

第21条　乙は，天候の不良，第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成する見込みがない場合は，その理由を明示した書面により，甲に工期の延長を請求することができる。

（工期の変更方法）

第22条　工期の変更については，甲乙協議して定めるものとする。ただし，協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は，甲が定め，乙に通知する。

（請負代金額の変更方法）

第23条　請負代金額の変更については，甲乙協議して定めるものとする。ただし，協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は，甲が定め，乙に通知する。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第24条　甲又は乙は，工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは，相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
2　前項の規定による請求は，残工事の工期が２月以上ある場合でなければこれを行うことができない。
3　甲又は乙は，第１項の規定による請求があったときは，変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を越える額につき，請負代金額の変更に応じなければならない。
4　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は，請求のあった日を基準とし，物価指数等に基づき甲乙協議して定めるものとする。ただし，協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては，甲が定め，乙に通知する。
5　第１項の規定による請求は，本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては，第１項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
6　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ，請負代金額が不適当となったときは，甲又は乙は，前各項の規定によるほか，請負代金額の変更を請求することができる。
7　予期することのできない特別の事情により，工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ，請負代金額が著しく不適当となったときは，甲又は乙は，前各項の規定にかかわらず，請負代金額の変更を請求することができる。
8　第６項及び前項の場合において，請負代金額の変更額については，甲乙協議して定めるものとする。ただし，協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては，甲が定め，乙に通知する。

（臨機の措置）

第25条　乙は，災害防止等のため必要があると認めるときは，臨機の措置をとらなければならない。この場合において，必要があると認めるときは，乙は，あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし，緊急やむを得ない事情があるときは，この限りでない。
2　前項の場合においては，乙は，そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
3　監督員は，災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは，乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合において，乙は，直ちにこれに応じなければならない。
4　乙が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において，当該措置に要した費用のうち，乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については，甲が負担する。

（一般的損害）

第26条　工事目的物の引渡し前に，工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第28条第１項に規定する損害を除く。）については，乙がその費用を負担する。ただし，その損害（第51条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては，甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第27条　工事の施工により，第三者に損害を及ぼしたときは，乙がその損害を賠償するものとする。ただし，その損害（第51条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては，甲が負担する。
2　前項の規定にかかわらず，工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下，地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは，甲がその損害を賠償するものとする。ただし，その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては，乙が負担する。
3　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては，甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第28条　工事目的物の引渡し前に，天災等で甲乙双方の責に帰すことのできないもの（以下「不可抗力」という。）により，工事目的物，仮設物又は工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは，乙は，その事実の発生直後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。
2　甲は，前項の規定による通知を受けたときは，直ちに調査を行い，前項の損害の状況を確認し，その結果を乙に通知しなければならない。
3　乙は，前項の規定により損害の状況が確認されたときは，損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下本条において同じ。）による費用の負担を甲に請求することができる。
4　甲は，前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があった場合に，当該損害の額（工事目的物，仮設物又は現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって，第13条第１項，第14条第１項若しくは第２項又は第36条第５項の規定による検査，立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金の 100分の１を超える額を負担しなければならない。
5　損害の額は，次の各号に掲げる損害につき，それぞれ当該各号の定めるところにより，算定する。
(1) 工事目的物に関する損害　損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし，残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
(2) 工事材料に関する損害　損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし，残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害　損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて，当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし，修繕によりその機能を回復することができ，かつ，修繕費の額が上記の額より少額であるものについては，その修繕費の額とする。

6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については，第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」として同項を適用するものとする。

（完成検査及び引渡し）

第29条　乙は，工事が完成したときは，その旨を甲に通知しなければならない。

2　甲は，前項の通知を受けたときは，通知を受けた日から14日以内に検査を行うものとする。この場合において，甲は，必要があると認められるときは，その理由を乙に通知して，工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3　前項の場合において検査又は復旧に直接要する費用は，乙の負担とする。

4　乙は，第２項の検査に合格したときは，甲の指示に従い，直ちに工事目的物を甲に引き渡さなければならない。

5　乙は，第２項の検査に合格しないときは，直ちに修補又は改造して甲の検査を受けなければならない。この場合においては，修補又は改造の完了を工事の完成とみなして前４項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第30条　甲は，工事目的物が検査に合格し，かつ，引渡しを受けたのちに，乙から，所定の手続きに従って請負代金の請求があったときは，請求を受けた日から40日以内に乙に支払わなければならない。

（部分使用）

第31条　甲は，必要とする場合には，工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2　前項の場合においては，甲は，その使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

3　甲は，第１項の規定により，工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは，必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第32条　乙は，公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第 184号）第２条第４項の保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と，契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは，その保証証書を甲に寄託して，前金払を請求することができる。ただし，その額は，入札執行通知，設計図書等により，甲の指定した額によるものとする。

2　甲は，前項の規定による請求があったときは，請求を受けた日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。ただし，特別の事情がある場合は，支払期限を延長することができる。

3　乙は，第１項の規定により前金払を受けた後，保証事業会社と中間前払金に関し，契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結したときは，その保証証書を甲に寄託して，中間前金払を請求することができる。この場合においては，第１項ただし書及び前項の規定を準用する。

4　乙は，第36条の規定による部分払又は第37条の規定による請負代金の支払を請求した後にあっては，前項の中間前金払を請求することができない。

5　乙は，第３項の中間前金払を請求しようとするときは，あらかじめ，甲の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において，甲は，乙の請求があったときは，直ちに認定を行い，当該請求の結果を乙に通知しなければならない。

6　前５項の規定により前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）をした後において，請負代金額が著しく増減したときは，その増減した額について既に支払った前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）の率により計算した額を，甲は，乙に追加払し又は乙をして還付させせることができる。

（保証契約の変更）

第33条　乙は，前条第６項の規定により前払金の額が増減した場合には，直ちに保証契約を変更し，変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2　乙は，工期の変更が行われた場合には，甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第34条　乙は，前払金をこの工事の材料費，労務費，機械器具の貸借料，機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，支払運賃，修繕費，仮設費，労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（保証契約の解除）

第35条　甲は，保証契約が解除されたときは，乙をして前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

（部分払）

第36条　甲は，設計図書に特別の定めがある場合を除き，工事（請負代金額 100万円以上かつ工期３カ月以上の工事に限る。）の完成前に，出来形部分及び設計図書で部分払の対象に指定した工事材料（以下「出来高部分」という。）につき，工事内訳書の単価に基づいて計算した請負代金相当額（以下「出来高額」という。）の10分の９以内の額について，次項から第８項までに定めるところにより，部分払をすることができる。ただし，前金払をした場合にあっては，次の算式により計算した額を支払金額から控除する。

（控除すべき額）　出来高額×$\frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}}$

2　この契約が，債務負担行為に係る契約であって，かつ，国又は県からの補助金等（各年度ごとに交付の申請をするものに限る。）の交付の対象となる契約である場合は，第１項中「10分の９」とあるのは「10分の10」と読み替えて，同項の規定を適用する。

3　乙は，中間前金払を請求した後にあっては，部分払を請求することができない。ただし，甲が特に必要と認めた場合は，この限りでない。

4　乙は，部分払を請求しようとするときは，あらかじめ，当該請求に係る出来高部分の確認を甲に請求しなければならない。

5　甲は，前項の場合において，当該請求を受けた日から14日以内に，乙の立会いの上，設計図書に定めるところにより，前項の確認をするための検査を行い，当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において，甲は，必要があると認められるときは，その理由を乙に通知して，出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

6　前項の場合において，検査又は復旧に直接要する費用は，乙の負担とする。

7　乙は，第５項の規定による確認があったときは，部分払を請求することができる。この場合においては，甲は，当該請求を受けた日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

8　前項の規定により部分払金の支払があった後，再度部分払の請求をする場合においては，第１項中「請負代金相当額」とあるのは「請求代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

9　第１項の規定により部分払をした出来高部分の所有権は，甲に移転するものとする。この場合において，当該部分の危険負担は，完成引渡しまで乙が負うものとする。

10　乙は，第１項の規定による部分払を請求しようとするときは，甲が必要がないと認めるものを除き，出来高部分について，甲を被保険者とする火災保険等に付し，その証券を甲に提出しなければならない。この場合において，保険の種類，保険金額及び期間は，甲の指示によるものとする。

11　前項の場合において，保険事故が発生したときは，乙が損害をてん補した場合のほか，その保険金は，甲の乙に対する工事支払金相当金額の限度で，甲が取得するものとする。

（部分引渡し）

第37条　工事目的物について，甲が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において，当該指定部分の工事が完了したときは，乙は，その指定部分の引渡し後，指定部分に相応する請負代金の支払を請求することができる。

2　前項の場合においては，第29条，第30条及び前条第1項ただし書の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第38条　債務負担行為に係る契約において，各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「

支払限度額」という。）は，別表左欄のとおりとする。
2　各会計年度の出来高予定額は，別表右欄のとおりとする。
3　甲は，予算上の都合その他の必要があるときは，第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第39条　この契約が債務負担行為に係る契約である場合は，この契約のうち各会計年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして，第32条及び第33条の規定を準用する。この場合において，「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「各会計年度において施工すべき期間の末日」と，「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（ただし，第40条第３項に規定する出来高超過額を支払ったときは，これを控除した額）」と読み替えるものとする。
2　前項の場合において，乙は，各会計年度において中間前金払を請求することができる。ただし，当該会計年度において，部分払（第40条第３項に規定する出来高超過額の支払を除く。）を請求した後にあっては，この限りでない。
3　前２項の場合において，乙は，甲の当該年度の予算の執行が可能となる時期以前に前金払を請求することはできない。
4　第１項の場合において，前会計年度末における出来高額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには，乙は，出来高額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前金払を請求することができない。
5　前項に規定する場合においては，当該出来高額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては，第33条第２項の規定を準用する。
6　前５項の場合において，設計図書に特別の定めがあるときは，乙は，それにしたがって，前金払を請求することができる。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第40条　この契約が債務負担行為に係る契約である場合は，この契約のうち各会計年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして，第36条の規定を準用する。この場合において，「前払金」とあるのは「当該会計年度に係る前払金」と，「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（ただし，第40条第３項に規定する出来高超過額を支払ったときは，これを控除した額）」と読み替えるものとする。
2　前項の場合において，当該会計年度末における出来高額が当該会計年度までの出来高予定額に達したときは，乙は，中間前金払を請求した後であっても，当該会計年度において部分払を請求することができる。
3　第１項の場合において，当該会計年度末における出来高額が当該会計年度までの出来高予定額を超えたときは，乙は，翌会計年度の当初に当該超過額を部分払として請求することができる（この規定による部分払の額を以下「出来高超過額」という。）。
4　第１項及び第３項の場合において，乙は，甲の当該年度の予算の執行が可能となる時期以前に部分払を請求することはできない。

（第三者による代理受領）

第41条　乙は，甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき，第三者を代理人とすることができる。
2　甲は，前項の第三者に対して第30条，第36条又は第37条の支払をするものとする。
3　前項の場合において，当該第三者は，乙の提出する支払請求書に乙の代理人として明記されている者でなければならない。

（かし担保）

第42条　甲は，工事目的物にかしがあるときは，乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し，又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし，かしが重要ではなく，かつ，その修補に過分の費用を要するときは，甲は，修補を請求することができない。
2　前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は，第29条第４項又は第５項（第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から，設計図書において定められた担保期間内に行わなければならない。ただし，そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には，当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
3　この契約が低入札価格調査を受けた契約である場合は，第２項中「設計図書において定められた担保期間内」とあるのは「設計図書において定められた担保期間の２倍の期間内」と読み替えて，同項の規定を適用する。ただし，甲においてその必要がないと認めた場合は，この限りではない。
4　甲は，工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは，第１項の規定にかかわらず，その旨を直ちに乙に通知しなければ，当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし，乙がそのかしがあることを知っていたときは，この限りでない。
5　この契約が，住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第１項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には，工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第５条第１項及び第２項に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は，10年とする。
6　甲は，工事目的物が第１項のかしにより滅失又はき損したときは，第２項，第３項又は第５項の定める期間内で，かつ，その滅失又はき損の日から６月以内に第１項の権利を行使しなければならない。
7　第１項の規定は，工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし，乙がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは，この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金）

第43条　乙の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては，甲は延滞違約金の支払を乙に請求することができる。
2　前項の延滞違約金の額は，延滞日数一日につき請負代金額の1000分の１とする。ただし，甲が，第37条の規定により，工事目的物の一部を使用したときは，その部分に対する請負代金相当金額を請負代金額から控除して延滞違約金を計算する。

（談合その他の不正行為に対する措置）

第44条　乙は，この契約に関して次の各号の一に該当したときは，甲の請求に基づき，この契約による契約金額（契約締結後，契約金額を変更した場合は，変更後の契約金額とし，単価契約又は単価協定の場合は，支払金額とする。）の10分の１に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約による工事が完成した後においても，同様とする。

(1) 公正取引委員会が，乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し，又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより，乙に対する同法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第７条の２第１項（同法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第51条第２項の規定により取り消されたときを含む。）。
(2) 前号に掲げるもののほか，確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第51条第２項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により，乙が，この契約について独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされたとき。
(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により，乙に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において，当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり，かつ，この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
(4) 乙（乙が法人の場合にあっては，その役員又は代理人，使用人その他の従業者）に対し，刑法（明治40年法律第45号）第96条の３又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。
(5) 乙（乙が法人の場合にあっては，その役員又は代理人，使用人その他の従業者）に対し，刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
(6) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2　乙は，この契約に関して前項の各号の一に該当し，かつ，次の各号の一に該当したときは，甲の請求に基づき，前項に規定するこの契約による契約金額の10分の１に相当する額のほか，当該契約金額の100分の５に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約による工事が完成した後においても，同様とする。

(1) 前項第１号に規定する確定した命令について，独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用が

あるとき。
(2) 乙が甲に前項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
3　乙が前２項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは，乙は，当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ，年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
4　乙が共同企業体である場合は，前３項中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
5　前項の場合において，乙が解散されているときは，甲は，乙の代表者であった者又は構成員であった者に第１項又は第２項及び第３項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては，乙の代表者であった者及び構成員であった者は，共同連帯して第１項又は第２項及び第３項の額を甲に支払わなければならない。
6　第１項又は第２項に規定する場合においては，甲は，契約を解除することができる。
7　前各項の規定は，甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（暴力団等の排除に関する措置）

第 45 条　甲は, 乙が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため, 兵庫県警察本部長(以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。乙は，甲の求めに応じて，照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。
(1) 乙が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合には，当該法人等について暴力団員が，役員として又は実質的に，経営に関与していること。
(2) 乙が個人又は個人事業者である場合には，当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
(3) 暴力団員を，相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人）として使用し，又は代理人として選任していること。
(4) 入札参加資格者又はその役員その他経営に実質的に関与している者，若しくは相当の責任の地位にある者等（以下「役員等」という。）が，自己，自己が経営する法人等，自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため，又は第三者に損害を与えるために，暴力団の威力を利用していること。
(5) 入札参加資格者又はその役員等が，暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い，その他経済的な便宜を図っていること。
(6) 入札参加資格者又はその役員等が，暴力団等に関係する事業者であることを知りながら，当該事業者に下請負を行い，その他当該事業者を利用していること。
(7) 入札参加資格者又はその役員等が，暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
2　甲は，本部長からの回答又は通報（以下「回答等」という。）に基づき、乙が前各号の一に該当する事実が明らかになったときは，契約を解除することができる。
3　前項の規定に基づき契約を解除した場合，乙は，甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後，契約金額を変更した場合は，変更後の契約金額とし，単価契約又は単価協定の場合は，支払金額とする。）の 10 分の１に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
4　乙が本条第１項各号の一に該当する旨の回答等を本部長から受けた場合，神戸市契約事務等から暴力団等を排除するため，甲は，その回答等の内容について，外郭団体等を含む甲の関係部局と情報を共有することができる。
5　乙が第３項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは，乙は，当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ，年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
6　乙が共同企業体である場合は，前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
7　前項の場合において，乙が解散されているときは，甲は，乙の代表者であった者又は構成員であった者に第３項又は第５項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては，乙の代表者であった者及び構成員であった者は，共同連帯して第３項又は第５項の額を甲に支払わなければならない。
8　前各項の規定は，甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（違約金，損害賠償金等）

第46条　第44条第１項から第３項，第45条第３項，第５項の規定による違約金及び延滞利息は，第43条の規定による延滞違約金の予定又はその一部とは解さない。
2　甲は，第44条第１項から第３項，第45条第３項，第５項，第43条に規定する違約金又は損害賠償金を契約金額又は第４条の契約保証金による充当により控除することにより徴収できる。

（甲の解除権）

第47条　甲は，乙が次の各号の一に該当するときは，契約を解除することができる。
(1) 正当な理由なく，工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
(2) その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
(3) 第10条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。
(4) 第５条，第６条又は第17条の規定に違反したとき。
(5) 契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
(6) 前５号に掲げる場合のほか，この契約及び関係法令に違反し，その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
(7) 第49条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

第48条　甲は，工事が完成するまでの間は，第44条第６項，第45条第２項及び前条の規定によるほか，必要があるときは，契約を解除することができる。

（乙の解除権）

第49条　乙は，次の各号の一に該当するときは，契約を解除することができる。
(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。
(2) 第20条の規定により工事中止期間が工期の３分の１以上に達したとき。
(3) 甲が契約に違反し，その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

（解除に伴う措置）

第50条　契約を解除したときは，工事の出来形部分及び工事材料中検査に合格したもので甲が承認したものは、甲の所有とし，甲は，これに相応する請負代金を乙に支払うものとする。
2　前項の場合において，甲は，必要があると認められるときは，その理由を乙に通知して，出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合において，検査又は復旧に要する費用は，乙の負担とする。
3　第１項の場合において，第32条（第39条において準用する場合を含む。）の規定による前金払があったときは，当該前払金の額（第36条及び第40条の規定による部分払をしているときは，その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第１項の規定による支払額から控除する。この場合において，受領済みの前払金額になお余剰があるときは，乙は，その余剰額を甲に返還しなければならない。
4　第44条第６項の規定により契約を解除した場合においては，同条第１項又は第２項及び第３項の規定により乙が支払わなければならない額と，第１項の規定により甲が支払う額とを，いずれか少ない方の額の範囲内で相殺する。
5　第44条第６項又は第47条の規定により契約を解除した場合においては，第４条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保は甲に帰属するものとする。ただし，同条第１項ただし書の規定により同項の保証を付していないときは，当該保証に相当する額を違約金として第１項の規定による支払額から控除する。
6　第48条又は前条の規定により契約を解除した場合においては，甲は，第４条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保を乙に返還する。この場合において，乙に損害があるときは，乙は，その損害の賠償を甲に請求することができる。
7　乙は，契約が解除された場合において，支給材料，貸与品その他甲の所有に属する物件を甲に返還しなければならない。この場合において，当該物件が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは，代品を納め，原状に復して返還し，又は返還に代えて，その損害を賠償しなければならない。
8　乙は，契約が解除された場合において，甲の所有に属さない物件が工事用地等の内にあるときは，乙は，甲の指示に従い，当該物件を撤去し，工事用地等を修復し，取り片付けなければならない。
9　前項の場合において，乙が，正当な理由なく，相当の期間内に当該物件を撤去せず，工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは，甲は，乙に代わって当該物件を処分し，工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において，乙は，異議なく甲の処分に従い，また，甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

（損害保険等）

第51条　乙は，第36条の規定によるほか，設計図書に定めるところにより，工事目的物，工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。），工事関係者等を損害保険等に付さなければならない。

2　乙は，前項の規定により保険契約を締結したときは，その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提出しなければならない。

3　乙は，工事目的物及び工事材料等を，第1項の規定による保険以外の保険に付したときは，直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第52条　この契約に関して，甲乙間に紛争を生じた場合には，甲及び乙は，建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停により，その解決を図るものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第53条　この約款において書面により行わなければならないこととされている請求，通知，報告，申出，承諾，解除及び指示は，建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて，電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし，当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（構成員の責任）

第54条　乙が共同企業体である場合は，乙は，平成　年　月　日協定の乙に係る共同企業体協定書により，この契約を共同連帯して履行するものとする。

（代表者の義務）

第55条　前条に規定する場合においては，甲は，監督，指示，請負代金の支払等の契約に基づく行為については，すべて乙の代表者を相手方とし，乙の代表者へ通知した事項は，すべて他の構成員にも通知したものとみなすものとする。

（業者調査への協力）

第56条　甲が，この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は，甲は，乙に対し，地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規程に基づく契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合，乙は，特別な理由がない限り，要請に応じるものとする。

（補　則）

第57条　この約款に定めがない事項については，神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）及び関係法令によるほか，必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

別　表（第38条関係）

支払限度額	出来高予定額
年度　　　　円	年度　　　　円
年度　　　　円	年度　　　　円
年度　　　　円	年度　　　　円

製造その他請負契約約款

平25．6．1発注分から適用

第１条（総則）乙は，甲の提示した別添の仕様書，設計書及び図面等に基づき，頭書の契約金額をもって，履行期限内に頭書の請負を完了しなければならない。
２　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は，日本語とする。
３　この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は，日本円とする。
４　この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は，仕様書，設計書及び図面等に特別の定めがある場合を除き，計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。
５　この契約の手続きにおいて使用する日時は日本国の標準時を用いるものとする。
６　この契約における期間の定めについては，民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
７　この契約は，日本国の法令に準拠するものとする。
８　この契約又はこの契約に関連して生じた紛争については，甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第２条（権利譲渡等の禁止）乙は，この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。
２　乙は，この契約の全部又は大部分を他人に履行させてはならない。
３　乙は，甲の書面による事前の承諾なくして，この契約の一部を他人に履行させてはならない。

第３条（契約保証金）乙は，この契約上の義務の不履行によって生ずる甲の損害をてん補するため，契約金額の 100分の３以上の契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし，甲においてその必要がないと認めた場合は，この限りではない。
２　第１項の契約保証金の額は，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372号）第４条に規定する特定調達契約については，その額を契約金額の 100分の10以上としなければならない。
３　第１項の契約保証金の額は，乙がこの契約に係る入札において低入札価格調査（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の10第１項（同令第 167条の13において準用する場合を含む。）の規定に係る調査をいう。）を受けた場合は，その額を契約金額の 100分の10以上としなければならない。

第４条（成果物）業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは，当該成果物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。），所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は，甲に帰属，若しくは乙は甲に譲渡する。
２　乙は，甲が必要に応じて成果物の変更，切除その他の改変を行うことを了承するとともに，甲の行為に対し，著作者人格権を行使しない。
３ 乙は，甲の書面による承諾なくして，成果物を目的外に利用し，又は第三者に提供し，若しくは利用させてはならない。契約期間等の終了の後又はこの契約が解除された後（以下「契約終了等の後」という。）においても，同様とする。

第５条（特許権等の使用）乙は，成果物の作成に特許権，著作権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料，製造方法等を使用するときは，その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
ただし，甲がその材料，製造方法等を指定した場合において，仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく，かつ，乙がその存在を知らなかったときは，甲は，乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第６条（特許権等の発明等）　乙は，契約の履行に当たり，特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には，甲に通知しなければならない。
２ 前項の場合において，当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については，甲乙協議して，定めるものとする。

第７条（作業場所及び作業者の届出）乙は，別紙仕様書においてこの契約の履行に係る作業場所が定められていない場合において甲の求めがあったときは，当該作業場所を甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときも，同様とする。
２ 乙は，この契約を履行するための作業者を乙の責任で人選（従事させる作業人員数の決定を含む。）をして配置し，甲の求めがあったときは，その者の氏名を甲に届け出なければならない。作業者を変更するときも，同様とする。
３ 前２項の規定は，甲又は甲の職員が乙の従業員に対する指揮命令権を有することを認めるためのものとも，甲が乙の従業員に対する事業主としての責任を負うためのものとも解してはならない。

第８条（使用者としての責任）乙は，労働安全衛生法（昭和47年法律第57号），労働基準法（昭和22年法律第49号），労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号），民法その他の法令（条例，規則その他の規程を含む。以下同じ。）に基づく従業員に対する使用者としての責任を負わなければならない。
２ 乙の従業員の労働時間及び休憩又は休暇の取得は，甲の施設管理上支障がある場合を除くほか，乙が自己の責任において定めるものとする。

第９条（業務責任者）乙は，この契約の履行に関し，この契約の履行に係る責任者（以下「業務責任者」という。）を選任し，甲にその氏名，連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。
２　乙は，前項で通知した事項に変更が生じたときは，速やかに，甲に対し，変更した事項を書面により通知しなければならない。
３　乙は，業務責任者に，乙の従業員その他請負に従事する者（以下単に「従業員」という。）の指揮監督を行わせるとともに，請負の履行の管理および甲との連絡等に当たらせなければならない。
４　乙は，業務責任者が前項の業務を適正に行わないときその他甲が必要があると認めるときで甲が業務責任者の交代その他の措置を求めたときは，当該措置を履行しなければならない。
５　甲が乙に対して請負に関する指示を行うときは，急を要する場合を除くほか，原則として業務責任者に対して行うものとする。

第10条（設備等の使用）乙は，この契約の履行のために使用する機械器具，工具，消耗品，設備等を，乙の責任と費用により調達しなければならない。
２ 甲は，乙に対し，この契約の履行のために必要な資材置場，光熱用水，従業員用控室，ロッカー，汎用性の程度及び金額等により乙が調達することが困難と認められる設備機械機具その他の設備等を，この契約の履行中，対価を徴収することにより提供するものとする。
３　乙は，前項の提供に対する対価として，別途仕様書に定める額の金員を甲に支払わなければならない。
４　前項に規定する対価は，甲が，この契約の最終の履行確認後，契約金額から前項の額を控除した額を乙に支払うことにより決済するものとする。甲が乙に対して支払う契約金額がこの対価の額を下回るときは，甲は，この契約の履行確認後又はこの契約の終了後に，乙に対し，その差額を請求することができる。

第11条（施設の使用）　この契約の内容が甲の施設内でなければ履行できないものであるときは，乙は，履行のために甲の承諾（許可を含む。次条第１項において同じ。）を得て甲の施設を使用することができる。
２ 前項の使用は，乙に対し，この契約と関連せずに甲の施設を使用する権原を与えるものではない。
３ 乙は，甲の施設内に乙のこの契約の履行のために必要と認められない物品を搬入してはならない。
４ 乙は，契約の履行が完了又は中止したときは，甲の施設内に搬入した物品のうち成果物以外の物を速やかに搬出しなければならない。

第12条（甲の設備等に対する保管義務等）　乙は，第10条第２項の規定により提供された設備等及び前条第１項の規定により使用の承諾を受けた施設を，善良な管理者の注意義務をもって取り扱い，管理しなければならず，乙の責に帰すべき事由により毀損又は紛失等が生じたときは，乙はそれにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。
２ 乙は，前項の設備等及び施設について，履行期間等が終了し，又はこの契約が解除されたときは，直ちに原状に復して甲に返還しなければならない。ただし，通常の損耗については原状に復することを要しない。

第13条（監督員）甲は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第１項及び地方自治法施行令第167条の15第１項の規定により，この契約の適正な履行を確保するため，立会い，指示その他の方法によって必要な監督をするものとする。

２　甲は，必要があると認める場合には，乙の請負施行について監督員を指定する。
３　監督員は，契約の適正な履行を確保するため，仕様書，設計書及び図面その他関係書類に基づいて，乙又は代理人に対して必要な監督を行うものとする。
４　この契約書に規定する甲の乙に対する指示，調査，監査等の権限は，第１項の権限に基づくものであって，これらの権限に基づき甲又は甲の職員が乙の従業員に対して直接指揮命令することができるものと解してはならない。
５　甲の乙に対する第１項の権限の行使は，急を要する場合を除くほか，原則として第９条の業務責任者を通じて行うものとする。

第14条（損害負担） この契約による目的物について，その引渡前に生じた損害は，すべて乙の負担とする。
２　甲は，成果物にかしがあるときは，かしの修補に代えて，又はその修補とともに，損害賠償の請求をすることができる。

第15条（第三者の損害） 前条又は第34条及び第35条に定めるもののほか，乙は，この契約の履行に関し乙又は乙の従業員の責めに帰すべき事由により甲又は第三者（甲の職員その他従業員を含む。）に損害を与えた場合は，速やかにその損害を賠償しなければならない。
２　甲が前項の損害について第三者に賠償を行ったときは，甲は，乙に対し，第三者に賠償した金額の全額を求償することができる。

第16条（検査） 甲は，神戸市契約規則（昭和39年３月神戸市規則第120号）第５章第２節その他の法令に定めるところにより，第17条または第18条に規定する検査を行う。

第17条（随時検査） 甲は，必要があると認める場合には，随時検査を行なうことができる。
２　前項の場合において，甲が特に必要があると認めるときは，乙の負担において，試験，据付け，試用又は開さく等を行うことができる。

第18条（完成検査及び引渡し） 乙は，契約の履行が完了したときは，甲の検査を受け，これに合格したのちは，甲の指示に従い遅滞なく目的物を甲に引き渡さなければならない。
２　前条第２項の規定は，前項の検査に準用するものとする。
３　完成検査に合格しないときは，乙は，その負担において甲の指示に従い，取替え，補修その他必要な措置を講じなければならない。この場合において，甲が特に承認したときのほか，履行期限を延長しないものとする。
４　第１項による検査は，乙からの甲の定める様式による報告（以下「履行届等」という。）の提出があった日から10日以内に行うものとする。
５　第３項の場合においては，前項の時期は，甲が乙から是正又は改善をした，給付を終了したとして履行届等の再度の提出を受けた日から10日以内とする。

第19条（延滞違約金） 乙は，その責に帰すべき理由によって，頭書の履行期限内に契約を履行しないときは，延滞１日につき契約金額の 1,000分の１に相当する額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。
２　前項の場合において，検査その他甲の都合によって経過した日数は，遅延日数に算入しない。

第20条（甲の都合による契約の変更等） 甲は必要があると認めるときは，契約内容の変更又は契約の解除をすることができる。
２　前項の規定により契約内容を変更する場合においては，内訳明細書に基づいてその契約金額を増減する。
　ただし，特別の理由があるときは，甲乙協議のうえこれを定める。

第21条（乙の請求による履行期限の延長） 乙は，天災その他その責に帰することができない理由により期限内に履行する見込みがない場合は，履行期限の延長を求めることができる。

第22条（契約内容変更の手続） 契約内容を変更した場合は，乙は，５日以内に変更契約書又は請書を提出しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず，特に甲が必要がないと認めたときは，変更契約書又は請書を省略することができる。

第23条（甲の解除権） 甲は，乙が次の各号の一に該当するときは，契約を解除することができる。この場合，契約保証金は，甲に帰属する。
(1) 頭書の契約期限内に契約を履行しないとき，又はその見込みがないとき。
(2) 乙又はその使用人が，本市係員の指示，監督に従わず，職務の執行を妨げたとき。
(3) 契約上の義務を履行しないとき。
(4) 契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。

第24条（乙の解除権） 乙は，次の各号の一に該当する理由があるときは，契約を解除することができる。
(1) 甲の都合による契約内容の変更のため，契約金額が当初の３分の２以上減少することとなるとき。
(2) 契約履行の中止日数が，当初の契約期間の３分の１以上となるとき。

第25条（解除による原状回復義務等） 第23条又は第34条第７項及び第35条第２項の規定により契約を解除した場合において，乙は，貸与品，支給材料その他甲の所有に属する物件を甲に返還しなければならない。また，甲の所有に属さない物件については，甲の指示に従い，乙は，これを引き取り，その他原状に復さなければならない。
２　前項の場合において，乙が，正当な理由がなく，一定の期間内に物件を引き取らず，その他原状に復さないときは，甲は，乙に代ってこれを処分することができる。この場合において，乙は，異議なく甲の処分に従うとともに，これに要した費用を負担しなければならない。
３　前２項の規定にかかわらず，甲は，引取りを必要と認めた乙の履行部分について相当代金を乙に交付し，これを甲に帰属させることができる。

第26条（個人情報の保護） 乙は，個人情報（神戸市個人情報保護条例（平成９年10月神戸市条例第40号）第２条第１号に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他甲が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し，契約の履行に当たって，個人情報等を取り扱う際には，個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
２　乙は，契約の履行に当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならない。
３　乙は，その使用する者が，在職中及び退職後において，契約の履行を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ，又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。
４　乙は，契約の履行に当たって知りえた個人情報等その他の情報を，甲の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し，又は第三者に提供し，若しくは利用させてはならない。
５　前３項の規定は，契約終了等の後においても，同様とする。
６　乙は，契約の履行に係る個人情報等の漏えい，滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
７　乙は，甲から貸与された文書等を甲の書面による承諾を得ることなく複写し，又は複製をしてはならない。
８　乙は，前各項に違反する事態が生じ，又は生ずるおそれのあることを知ったときは，直ちに甲に報告し，甲の指示に従わなければならない。契約終了等の後においても，同様とする。
９　甲は，乙が契約の履行に当たって取り扱っている個人情報等の取扱状況について，必要があると認めるときは，乙に対して報告を求め，又はその検査をすることができる。
10　乙は，甲から前項の指示があったときは，速やかにこれに従わなければならない。
11　乙は，契約の履行に当たって個人情報等を収集するときは，契約の履行のために必要な範囲内で，適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第27条（情報セキュリティポリシー等の遵守） 乙は，この契約の内容がネットワーク又は情報システムの開発，保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）であるときは，この契約の履行に関し，別紙神戸市情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守しなければならない。

第28条（支払方法） 契約金は，その目的物が第18条の規定による検査，引渡し完了後，乙の適法な請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし，特別の理由がある場合は，この限りでない。

第29条（前金払） 乙は，甲があらかじめ指定した契約については，公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項の保証事業会社と履行期限を保証期限とし，同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは，その保証証書を甲に寄託して，契約金額の前払を請求することができる。ただし，その額は，甲の指定した額によるものとする。
２　甲は，前項の規定による請求があったときは，その日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。ただし，特別の事情がある場合は，支払期限を延長することができる。
３　前２項の規定により前金払をした後において，設計変更その他の理由により契約を変更した結

果，契約金額が２割以上増減したときは，その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を，甲は，乙に追加払し又は乙をして還付させることができる。

第30条（保証契約の変更） 乙は，契約金額が増減した場合又は契約内容の変更その他の理由により履行期限を延長した場合において，甲が必要と認める場合には，直ちに保証契約を変更し，変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

第31条（前払金の使用等） 乙は，前払金を，次の各号に掲げる業務について，それぞれ当該各号に定める経費以外の支払に充当してはならない。
(1) 設計・調査　当該設計又は調査の材料費，労務費，外注費，機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
(2) 測量　当該測量の材料費，労務費，外注費，機械器具の賃借料，機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，交通通信費，支払運賃，修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費
(3) その他　材料費，労務費，機械器具の賃借料，機械購入費（この契約において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，支払運賃，修繕費，仮設費，労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

第32条（保証契約の解除） 甲は，保証契約が解除されたときは，乙をして前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

第33条（かし担保の特約） 乙は，頭書の担保期間中における契約の目的物にかしがあるときは，甲の指定する期間内に取替え，補修その他の措置を講じなければならない。
2　担保検査については，第17条第２項の規定を準用する。

第34条（談合その他の不正行為に対する措置） 乙は，この契約に関して次の各号の一に該当したときは，甲の請求に基づき，この契約による契約金額（契約締結後，契約金額を変更した場合は，変更後の契約金額とし，単価契約又は単価協定の場合は，支払金額とする。）の10分の１に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約による工事が完成した後においても，同様とする。
(1) 公正取引委員会が，乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し，又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより，乙に対する同法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第７条の２第１項（同法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第51条第２項の規定により取り消されたときを含む。）。
(2) 前号に掲げるもののほか，確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第51条第２項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により，乙が，この契約について独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされたとき。
(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により，乙に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において，当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり，かつ，この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
(4) 乙（乙が法人の場合にあっては，その役員又は代理人，使用人その他の従業者）に対し，刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。
(5) 乙（乙が法人の場合にあっては，その役員又は代理人，使用人その他の従業者）に対し，刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
(6) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
2　乙は，甲が必要があると認めて請求をしたときは，乙がこの契約に関して前項第１号から第５号までのいずれかに該当する旨の報告書又はこれらの規定のいずれにも該当しない旨の誓約書を甲に提出しなければならない。
3　乙は，この契約に関して第１項の各号の一に該当し，かつ，次の各号の一に該当したときは，甲の請求に基づき，第１項に規定するこの契約による契約金額の10分の１に相当する額のほか，当該契約金額の100分の５に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても，同様とする。

(1) 第１項第１号に規定する確定した命令について，独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。
(2) 乙が甲に前項の誓約書を提出しているとき。
4　乙が第１項及び第３項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは，乙は，当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ，年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
5　乙が共同企業体である場合は，前４項中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
6　前項の場合において，乙が解散されているときは，甲は，乙の代表者であった者又は構成員であった者に第１項又は第３項及び第４項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては，乙の代表者であった者及び構成員であった者は，共同連帯して第１項又は第３項及び第４項の額を甲に支払わなければならない。
7　第１項又は第３項に規定する場合においては，甲は，契約を解除することができる。
8　前各項の規定は，甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第35条（暴力団等の排除に関する措置） 甲は，乙が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため，兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。乙は，甲の求めに応じて，照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。
(1) 乙が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合には，当該法人等について暴力団員が，役員として又は実質的に，経営に関与していること。
(2) 乙が個人又は個人事業者である場合には，当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
(3) 暴力団員を，相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人）として使用し，又は代理人として選任していること。
(4) 入札参加資格者又はその役員その他経営に実質的に関与している者，若しくは相当の責任の地位にある者等（以下「役員等」という。）が，自己，自己が経営する法人等，自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため，又は第三者に損害を与えるために，暴力団の威力を利用していること。
(5) 入札参加資格者又はその役員等が，暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い，その他経済的な便宜を図っていること。
(6) 入札参加資格者又はその役員等が，暴力団等に関係する事業者であることを知りながら，当該事業者に下請負を行い，その他当該事業者を利用していること。
(7) 入札参加資格者又はその役員等が，暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
2　甲は，本部長からの回答又は通報（以下「回答等」という。）に基づき，乙が前各号の一に該当する事実が明らかになったときは，契約を解除することができる。
3　前項の規定に基づき契約を解除した場合，乙は，甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後，契約金額を変更した場合は，変更後の契約金額とし，単価契約又は単価協定の場合は，支払金額とする。）の10分の１に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
4　乙が本条第１項各号の一に該当する旨の回答等を本部長から受けた場合，神戸市契約事務等から暴力団等を排除するため，甲は，その回答等の内容について，外郭団体等を含む甲の関係部局と情報を共有することができる。
5　乙が第３項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは，乙は，当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ，年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
6　乙が共同企業体である場合は，前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
7　前項の場合において，乙が解散されているときは，甲は，乙の代表者であった者又は構成員であった者に第３項又は第５項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては，乙の代表者であった者及び構成員であった者は，共同連帯して第３項又は第５項の額を甲に支払わなければならない。
8　前各項の規定は，甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第36条（違約金，損害賠償金等） 第14条，第15条，第34条第１項，第３項，第４項及び第35条第３項，第５項に規定する違約金，延滞利息及び損害賠償金は，第19条の規定による延滞違約金の予

定又はその一部とは解さない。

２　甲は，第14条，第15条，第19条，第34条第１項，第３項，第４項及び第35条第３項，第５項に規定する違約金，延滞利息，延滞違約金及び損害賠償金を契約金額又は第３条の契約保証金による充当により徴収することができる。

第37条（印紙税）印紙貼付の要否，及び額は乙の責任において確認すること。

第38条（業者調査への協力）甲が，この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は，甲は，乙に対し，地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第２項の規程に基づく契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合，乙は，特別な理由がない限り，要請に応じるものとする。

第39条（紛争の解決等）この契約について，甲と乙との間に紛争を生じたとき，又はこの契約書に定めのない事項については，関係法令及び神戸市契約規則等によるほか，必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

（付録－１３）

各書類の提出根拠

No.	提　出　書　類　名	工　事　請　負	製　造　請　負	そ の 他 請 負
1	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者設置通知書	工事約款 第 10 条	―	―
2	主任（監理）技術者経歴書	工事約款 第 10 条	―	―
3	「監理技術者資格者証」貼付用紙	工事約款 第 10 条 建業法 第 26 条	―	―
4	下請負人届（当初）	工事約款 第 7 条	―	―
6	下請負人届（最終）	工事約款 第 7 条	―	―
8	公共工事前払金交付申請書	工事約款 第 32 条	製造他約款 第 28 条	製造他約款 第 28 条
10 11	工事着手届 工事工程表（当初・第　回）	工事約款 第 3 条 規程 第 7 条	規程 第 12 条により 同 第 7 条 準用	―
12	工事内訳明細書	工事約款 第 3 条 規程 第 7 条	規程 第 12 条により 同 第 7 条 準用	―
16	（部分払）工事部分払請求書兼工事出来高内訳書	工事約款 第 36 条 規程 第 9 条の 2	規程 第 12 条により 同 第 9 条の 2 準用	―
19	工事変更内訳明細書 （請負金額変更）	工事約款 第 3 条 規程 第 7 条	規程 第 12 条により 同 第 7 条 準用	―
30	施工体制台帳	適正化法 第 13 条	―	―
32	工期変更申請書	工事約款 第 21 条	―	―
44	中間前金払認定請求書兼中間前金払認定調書	工事約款 第 32 条	―	―
45	工事履行報告書	工事約款 第 11 条	―	―
47	損害発生通知書	工事約 款 28 条	―	―
48	工事完成届	規程 第 9 条の 2	規程 第 12 条により 同 第 9 条の 2 準用	規程 第 16 条により 「履行届」を提出

注 1）上記以外の根拠は本一般仕様書である。(建設業退職金共済組合「掛金収納書」添付用紙を除く。)

注 2）No.は「付録－１：提出書類一覧」による。

注 3）「－」は規定なし。

注 4）略号は以下のとおり。

工 事 約 款：神戸市工事請負契約約款

製造他約款：製造その他請負契約約款

規　　　程：契約事務手続規程

建　業　法：建設業法

適 正 化 法：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

下水道設備（機械・電気）工事一般仕様書
作成　神戸市建設局下水道河川部工務課

「総則・安全管理」	「機　械　設　備　」	「電　気　設　備　」
昭和 41 年 4 月改訂 昭和 44 年 4 月改訂 昭和 46 年 4 月改訂 昭和 49 年 7 月改訂 昭和 51 年 4 月改訂 昭和 53 年 4 月改訂 昭和 57 年 4 月改訂 昭和 60 年 7 月補足	昭和 44 年 4 月制定 昭和 46 年 4 月改訂 昭和 49 年 7 月改訂 昭和 51 年 4 月改訂 昭和 54 年 4 月改訂 昭和 58 年 4 月改訂	昭和 44 年 4 月制定 昭和 46 年 4 月改訂 昭和 49 年 7 月改訂 昭和 51 年 4 月改訂 昭和 53 年 6 月改訂 昭和 58 年 4 月改訂
昭和 62 年 5 月合冊・改訂		
平成 3 年 4 月改訂		
平成 9 年 4 月改訂		
平成 14 年 4 月改訂		
平成 19 年 4 月改訂		
平成 24 年 6 月改訂		
平成 25 年 6 月改訂		
平成 26 年 6 月改訂		